



文化遺産国際協力コンソーシアム
平成 23 年度協力相手国調査

ミャンマー連邦共和国 調査報告書

文化遺産国際協力コンソーシアム
平成 23 年度協力相手国調査

ミャンマー連邦共和国 調査報告書

序文

夜明けの大地へ—ミャンマー文化遺産保護の支援に向けて

我が国では、2006年に公布された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」により、海外の文化遺産保護に係る国際協力について国や教育研究機関の果たすべき責務や関係機関の連携強化等の国が講ずるべき施策が定められた。同時に、国内の政府機関、教育研究機関、N G O等が連携組織を形成し協調的な共通基盤を確立することを目指して、文化遺産国際協力コンソーシアム（以下コンソーシアム）が設立された。さらに2007年には、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」が外務省・文部科学省より告示された。

コンソーシアムは、その活動の中で文化遺産国際協力に関する調査研究を行い、我が国の文化遺産国際協力を推進するために必要な情報収集を行っている。これまでに、ラオス、モンゴル、オーストラリア、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、イエメン、ブータン、ミクロネシア、アルメニア、バーレーンの各国で調査を実施した。そこで得られた情報をもとに、このうちのいくつかでは既に日本から具体的な支援が開始されている。本書は、その一環として2012年2月に実施したミャンマー連邦共和国（以下ミャンマー）における協力相手国調査の報告である。この調査は、ミャンマーの文化遺産保護に向けた今後の日本からの協力のあり方を探るために必要となる基本的情報の収集を目的として行ったものである。

ミャンマーは、歴史上幾多の民族が移り住むとともに多数の王国が興亡した地域で、古来の文明の足跡を記す貴重な遺跡が数多く存在している。ピュー人またはビルマ人による都城跡等に代表される遺跡の中でも、特にバガン遺跡群は多数の仏塔が建ち並ぶ景観で有名である。その一方で、保護の手が及ばないままとなっている文化遺産も多い。ミャンマーは世界遺産条約加盟国だが、現在まで世界遺産リストに記載された遺跡はない。

同国では1960年代から軍事独裁体制が続いてきたが、ここ20年ほどの間に、文化遺産関係の様々なインフラの整備を含め、その是非はともかく、それなりの保存修復の成果を上げてきたことは事実である。軍事政権下での制約と予算不足にもかかわらず、ミャンマー人としては意気軒昂に自前での修復を遂行してきたと言える。背伸びしながら、外国の技術に頼らず、それが世界のスタンダードから外れていたとしても、一つの使命感をもって独自の保存修復施策を展開してきたと言えるのではないだろうか。技術的・手法的に不十分な箇所は沢山あり、これらを世界のスタンダードに近づけなければならないことは当然である。それでも、情報・機材・予算の不足、修復技法の未更新等、悪条件ばかりの中で、目前の問題解決に向けてミャンマー流の方法論を駆使して、試行錯誤しながら取り組んできたこの間の彼らの努力は認められるべきであろう。

2011年以降に民政移管が急速に進んだことを受けて、日本・ミャンマー両政府間で新たな二国間関係を築くための協議が重ねられ、その中では、文化交流の柱の一つとして、文化遺産保護分野における協力を深めることも相互に確認された。この分野で日本がこれまで培ってきた学術的研究や保護制度についての知識や経験を共有するとともに、長期的な人的交流を通じて、今まさに経済面を中心に関係を強めていこうとしている両国間の友好がより一層強固なものになることが期待される。文化遺産保護を中核とした新たな協力関係を模索する試みは、今後の両国の文化発展の試金石としても重要だと我々は考えている。本書がミャンマーの文化遺産保護に向けて活用されるとともに、今後の我が国の文化遺産国際協力推進への一助となることを願っている。

最後に、本調査の実施にあたってご協力いただいた外務省、文化庁ほか日本国内の関係者各位、ならびに文化省をはじめとするミャンマー側の関係機関に深く感謝の意を表したい。

2013年3月

文化遺産国際協力コンソーシアム会長 石澤良昭

例言

1. 本書は、ミャンマーにおける文化遺産保護状況に関して実施した協力相手国調査の報告であり、文化庁委託文化遺産国際協力コンソーシアム事業の一部として刊行したものである。
2. 本書における執筆、編集の担当者は、以下のとおりである。

執筆

1. 調査概要
原田怜（文化遺産国際協力コンソーシアム 調査員）
2. ミャンマーの文化遺産保護体制
7～10ページ 原田怜
10ページ 友田正彦（独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター保存計画研究室長）
3. ミャンマーの文化遺産
友田正彦
4. 考察
原田怜
石澤良昭（文化遺産国際協力コンソーシアム 会長、上智大学教授（特任））
友田正彦
鈴木伸治（横浜市立大学国際総合科学部ヨコハマ起業戦略コース准教授）

Appendix

原田怜

編集 原田怜

3. 遺跡等の名称については日本語名・英語名とも刊行物等より一般的と思われるものを適宜採用した。バガン所在の遺跡名タイトルに付した番号は“Inventory of Monuments at Pagan”に依った。
4. 分かりにくい固有名詞に関しては、初出時のみ日本語に続いて英語を（）内に表記したが、次回以降は日本語のみとした。

目次

序文	
例言	
1. 調査概要	1
1-1. 調査目的	1
1-2. 調査日程	1
1-3. 派遣メンバー	1
1-4. 調査内容	1
1-5. 調査経緯	1
1-6. 調査方法	2
1-7. 行動記録	2
1-8. 面談者	4
1-9. ミャンマーを調査対象国とした理由	5
2. ミャンマーの文化遺産保護体制	7
2-1. 国家の概要	7
2-2. 文化遺産に関する法律	7
2-3. 行政	9
2-4. その他	10
3. ミャンマーの文化遺産	11
3-1. バガン	12
3-2. マンダレー	28
3-3. インワ	38
3-4. アマラプラ	44
3-5. ヤンゴン	46
4. 考察	53
4-1. 現状と課題	53
4-2. 今後の協力の可能性と日本の役割	54
4-3. 文化遺産国際協力コンソーシアムの役割	56
4-4. おわりに	56
Appendix.	57
1. インタビュー	57
2. 文化遺産保護に関する法律	70
3. 入手資料一覧	78

1. 調査概要

1-1. 調査目的

文化遺産国際協力コンソーシアム（以下コンソーシアム）では、我が国による文化遺産国際協力の推進を目的とした協力相手国調査を行っている。調査は、協力相手国における文化遺産保護状況、および諸外国による文化遺産分野における国際協力状況の把握に焦点を当てて実施している。また、自然災害等の被害に遭った文化遺産の救済を目的に状況把握を行う緊急調査と、諸外国から寄せられる文化遺産保護に係る支援要請に対して今後支援を行うための情報収集を行う通常調査とがある。過去にコンソーシアムが行った協力相手国調査としては、ラオス、モンゴル（2007年度）、オーストラリア、イエメン、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン（2008年度）、ブータン（2009年度）、アルメニア、ミクロネシア（2010年度）、バーレーン（2011年度）がある。今回の調査は、日本・ミャンマーの両国間協議において文化遺産保護分野における協力を深めることが確認されたことを受けて、2011年度における通常調査の一つとして、ミャンマーでの文化遺産保護状況とこれをめぐる国際協力の現状を把握するとともに、今後の我が国からの協力の可能性を検討することを目的に実施した。

1-2. 調査日程

2012年2月20日～29日（10日間）

1-3. 派遣メンバー

石澤良昭（文化遺産国際協力コンソーシアム 会長、上智大学教授（特任））

原田怜（文化遺産国際協力コンソーシアム 調査員）

鈴木伸治（横浜市立大学国際総合科学部ヨコハマ起業戦略コース准教授）

友田正彦（独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センター保存計画研究室長）

1-4. 調査内容

ミャンマーにおける文化遺産保護の現状と今後の国際協力に向けた展開の方向性を探るため、代表的文化遺産であるバガン遺跡群やマンダレーの木造建造物、各地の博物館や図書館等を訪問し、担当者と面談しながら、ミャンマー側の協力要望事項等を明らかにすることに主眼を置きつつ、情報収集や意見交換等を行った。

1-5. 調査経緯

1960年代以来、ミャンマー（旧ビルマ）では軍事独裁体制が続いていたが、2010年の総選挙を経て2011年3月に新政府が発足し、新たに就任したテイン・セイン大統領のもとで民政移管が急速に進んだ。これに応える形で、日本・ミャンマー両政府間で、新たな二国間関係を築くための協議が開始され、文化交流の面においては、特に文化遺産保護の分野において今後協力を深めていくことが確認された。

2011年7月に、ミャンマーを所管する外務省南部アジア部南東アジア第一課よりコンソーシアムに対し、同国の文化遺産保護分野における協力の要請があった。これを受けて、同年9月の企画分科会にて、今後日本の専門家や関係機関が協力できる分野を正確に把握するための協力相手国調査を同国において実施することを提案したところ、承認され、同年度中に現地調査団を派遣することとなった。

1-6. 調査方法

ミャンマーでの文化遺産保護は文化省が所管しており、同省の中では考古・国立博物館図書館局がその中心的役割を担っているため、事前に同局国際協力部に連絡を取り、調査実施のために必要な手続きや連絡方法等について確認を行ったほか、同局として日本側の協力を期待している文化遺産を例示するよう依頼し、これに対して先方から示された文化遺産を中心に調査を実施することとした。調査時には、説明のために同局の担当官が同行した。さらに、博物館や図書館等の関連施設の視察も行った。

併せて、ミャンマーの文化遺産保護関係者との面談も実施した。考古・国立博物館図書館局職員を中心に面談を設定し、前もって質問事項を送付して、それに沿って現地での情報収集を行った。

なお、文化省へのコンタクトにあたっては、原田の知人である同省課長ミー・ミー・カイン氏から協力を得たほか、外務省南部アジア部南東アジア第一課や在ミャンマー日本国大使館からも協力を得た。

また、派遣に先立つ期間においては、国内のミャンマー専門家との情報共有に努めた。今回調査と同時期にアジア太平洋無形文化遺産研究センターがミャンマーの無形文化遺産に関する調査を実施することが明らかになったため、これに関する情報共有を行ったのはその一例である。

1-7. 行動記録

実質8日間という短い調査期間にもかかわらず、計30件ほどの遺跡・歴史的建造物の調査を行い、また、博物館等計6ヶ所の関連施設を見学した。訪問先の一覧を下表に示す。

表 1. 行動記録

日付	訪問都市	訪問場所（日本語）	訪問場所（英語）
2012/2/21	バンコク	ユネスコバンコクオフィス	UNESCO Bangkok Office
2012/2/22	ヤンゴン	在ミャンマー日本国大使館 JICA ミャンマー事務所	The Embassy of Japan in Myanmar JICA Myanmar Office
2012/2/23	陸路移動 ヤンゴン→ネビドー ネビドー	ミャンマー文化省考古・国立博物館図書館局および歴史調査局	Department of Archaeology, National Museum and Library Department of Historical Research Ministry of Culture
	陸路移動	ネビドー→バガン	
2012/2/24	バガン	バガン考古博物館 チャウクーウミン タンブラ No. 476 ナガヨン ナンパヤー マヌーハ ダマヤンジ スラムニ シュエサンドー シンピンタリヤウン ピタカッタ アーナンド 王宮跡	Bagan Archaeological Museum Kyauk-ku-umin No. 154 Thambula-hpaya No.482 No. 476 Naga-yon-hpaya No. 1192 Nan-hpaya No. 1239 Ma-nu-ha-hpaya No. 1240 Dhamma-yan-gyi No. 771 Sula-mani-gu-hpaya No. 748 Shwe-hsan-daw No. 1568 Shin-bin-thalyaung No. 1570 Pitakat-taik No. 1587 Ananda-gu-hpaya-gyi No. 2171 Bagan Golden Palace and Palace Site Museum
2012/2/25	空路移動 バガン→マンダレー マンダレー	マハムニ寺院 王宮跡・博物館 シュエナンドー僧院 ザヤット タハウイン僧院 シュエインビン僧院 マンダレー文化博物館 旧文化局	Maha Muni Paya Mya-Nan-San-Kyaw Golden Palace (Mandalay Royal Palace) and its Cultural Museum Shwei-nan-daw Monastery Thudhamma Zayat Thaka-wun Monastery Shwei-in-bin Monastery Cultural Museum and Library (Mandalay) Former Office of the Department of Culture
2012/2/26	インワ アマラブラ	バガヤ僧院 シンチョン要塞 王宮跡 マハーアウンミエ僧院 インワ考古博物館 No. 233, 234, ローカタイウー ウッペイン橋 マハーウエイヤンボンター（バガヤ）僧院	Bagaya Monastery Sinkyone Fortress Palace Ruin Maha Aung Mye Bonzan (Me Nu Oak) Monastery Innwa Archaeological Museum No. 233, 234, Lawka Htaik Oo U Bein Bridge Maha-wei-yan-bon-tha (Bagaya) Monastery
2012/2/27	空路移動 マンダレー→ヤンゴン ヤンゴン	国立図書館 国立博物館 植民地期建築群 リムチンツォン（カンボウザ）邸 ユネスコミャンマーオフィス	National Library National Museum Colonial Buildings Lim Chin Tsong (Kambawza) Palace UNESCO Myanmar Office

- <凡例>
- 国境
 - - - 州境
 - 幹線道路
 - - - 河川
 - 森林

200 km

図 1. ミャンマー詳細地図



図 2. ミャンマー広域地図

1-8. 面談者

調査期間中に、ユネスコ文化担当官および文化省職員を中心に計19名との面談を実施した。その一覧を面談日時順に下表に示す。

表 2. 面談者一覧

名前	役職	組織
Montira Horayangura Unakul	Programme Officer	Culture Unit UNESCO Bangkok Office
Nyunt Han	Senior Researcher	SPAFA (Southeast Asian Ministers of Education Organization, Regional Centre for Archaeology and FineArts)
Takashi Saito 齋藤隆志	Ambassador Extraordinary and Plenipotentiary 特命全権大使	The Embassy of Japan in Myanmar 在ミャンマー日本国大使館
Masako Sato 佐藤雅子	First Secretary and Head of Information and Culture Section	The Embassy of Japan in Myanmar 在ミャンマー日本国大使館
Atsuko Mizuno 水野敦子	Researcher/Advisor Information and Culture Section	The Embassy of Japan in Myanmar 在ミャンマー日本国大使館
Katsuyoshi Saito 齋藤克義	Senior Representative 次長	Japan International Cooperation Agency Myanmar Office 独立行政法人国際協力機構ミャンマー事務所
Kyaw Oo Lwin	Director General	Department of Archaeology, National Museum and Library Ministry of Culture
Nanda Hmun	Director General	Department of Historical Research Ministry of Culture
Mie Mie Khaing	Director	International Relations and Cooperation Department of Archaeology, National Museum and Library Ministry of Culture
Thein Lwin	Director	Bagan, Mandalay Division, Myanmar Department of Archaeology, National Museum and Library Ministry of Culture
Sai Hla Myint Oo	Assistant Conservator Grade-2	Bagan Branch, Old Bagan, Mandalay Division Myanmar Department of Archaeology, National Museum and Library Ministry of Culture
Aung Kyaing	Secretary/Pyutsu Hkuttaw Representative	Sports, Culture and Public Relation Development Committee/ Bagan, NyaungOo Constituency
Myint Zaw	Director	Mandalay Branch Department of Archaeology, National Museum and Library Ministry of Culture
Daw Lwin Mar Oo	Assistant Director	Mandalay Branch Department of Archaeology, National Museum and Library Ministry of Culture
Daw Mya Oo	Director	National Library Department of Archaeology, National Museum and Library Ministry of Culture
Daw Kay Thi Htwe	Deputy Director	National Library Department of Archaeology, National Museum and Library Ministry of Culture
Thaung Win	Director	National Museum(Yangon) Department of Archaeology, National Museum and Library Ministry of Culture
Mie Mie Thet New	Deputy Director	National Museum(Yangon) Department of Archaeology, National Museum and Library Ministry of Culture
Sardar Umar Alam	Programme Manager	UNESCO Myanmar Office

1-9. ミャンマーを調査対象国とした理由

ミャンマーは、インドと中国の間に位置することからも、文明の交差点として様々な人種民族が行き交うとともに、多様な文化を形作ってきた。特に歴史上に興亡した数多くの王国のそれぞれが遺した遺跡の数々は、今日に続くこの国の文化的豊かさと多様性の物質的証左であり、そのうちのいくつかは東南アジアを代表する文化遺産といえることができる。しかし、その反面、独立後のミャンマーが置かれてきた政治的社会的条件のもと、文化遺産に対しては十分な保護が図られない状況が久しく続いてきた。世界有数の遺跡を有し、世界遺産条約に加盟しながら、未だに世界遺産リストへの記載が一件も実現していない原因もこれに関連している。

ミャンマーにおける文化遺産保護に関する日本からの協力実績としては、1990年代にユネスコ文化遺産保存日本信託基金（以下、ユネスコ日本信託基金）事業として西村幸夫東京大学教授を中心とするチームにより行われたバガン遺跡群保存管理マスタープラン作成や、同じく1990年代の奈良文化財研究所による考古遺跡の基礎的調査研究、2000年代に入って公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所による人材育成事業等が挙げられる。しかしながら、近隣の東南アジア諸国における状況と比較しても、我が国からの協力件数は限られ、ミャンマーの文化遺産保護に関する情報も乏しい。

日本・ミャンマー両国間の関係を強化していく上で、今後は人的交流、経済協力、経済関係、文化交流の四分野を基軸とすることが両国政府間で確認されている。そして、このうちの文化交流には文化遺産保護の分野も含まれている。このような昨今の二国間の外交方針や同国での文化遺産保護の全般的状況に鑑みれば、当該分野での協力推進に向けて、ミャンマーにおける文化遺産保護の最新状況を確認するとともに関連情報の収集を行い、今後日本の専門家や関係機関が協力できる対象分野を正確に把握する必要性は高いものと判断した。これから両国間の関係がますます深化していく中で、多くの関係者がミャンマーの文化遺産保護に関わっていくことが期待される中、そうした協力が効果的に進められるよう、基礎情報収集と連携基盤作りを率先して担う役割が文化遺産国際協力コンソーシアムには求められていると判断した。

2. ミャンマーの文化遺産保護体制

2-1. 国家の概要

まず、ミャンマー国内の文化遺産保護体制について述べる前に、同国の概要と国家体制について簡単に紹介したい。ミャンマーはインドと中国の間に位置し、国土は日本の約1.8倍の68万平方km、人口は6,242万人（2011年IMF推定値）である。2006年よりネピドーに首都が置かれているが、依然として経済の中心地は前首都のヤンゴンである。幾多の民族が数々の王国を建てた後、11世紀半ば頃にビルマ族による最初の統一王朝（バガン王朝、1044年～1287年）が成立し、その後タウンゲー王朝、コンバウン王朝等を経て、1886年に英領インドに編入されたのち、1948年1月4日にビルマ連邦として独立した。現在の国名はミャンマー連邦共和国で、多数派のビルマ族と多くの少数民族を抱える多民族国家である。

大統領制（共和制）をとっており、2011年3月よりテイン・セイン大統領（任期5年）が元首である。国会は、上院（民族代表院）が定数224（選挙議席168, 軍人代表議席56）、下院（国民代表院）が定数440（選挙議席330, 軍人代表議席110）の二院制である。1962年以来久しく軍政が続いていたが、ミャンマー政府は2003年に発表した「民主化ロードマップ」に従って、2008年5月に国民投票を実施し、新憲法を採択、2010年11月には複数政党制民主主義制度に基づく総選挙を20年ぶりに実施した。2011年3月に国家平和発展評議会が解散し、民政移管が実現した。2012年9月時点では、下記36大臣が入閣している。また、国内は7つの管区と7つの少数民族地域に区分されている¹。

国防大臣	電力大臣
内務大臣	教育大臣
国境地域少数民族開発大臣兼ミャンマー産業開発大臣	保健大臣
外務大臣	宗教大臣
情報大臣	入国管理・人口大臣
農業灌漑大臣	大統領府大臣（6名）
環境保護・林業大臣	財務歳入大臣
商業大臣	建設大臣
通信・郵便・電信大臣	国家計画経済開発大臣
鉱山大臣	労働大臣
協同組合大臣	社会福祉・救済復興大臣
畜水産大臣	ホテル観光大臣
運輸大臣	鉄道大臣
スポーツ大臣	科学技術大臣
工業大臣	文化大臣
エネルギー大臣	

2-2. 文化遺産に関する法律

ミャンマーの文化遺産に関する調査研究・保護活動は英植民地時代に始まり、1861年創設のインド考古局（Archaeological Survey of India）がその役割を担っていた。これは、ミャンマーが英国のインド植民地の一部だったため、1878年にインド総督府が“Indian Treasure-Trove Act”を定めている。

ミャンマーの文化遺産保護に関する法律としては、1957年に制定され、1962年に改正が行われた“The

1 外務省「ミャンマー連邦共和国」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html> 参照のこと。省庁の構成は南東アジア第一課提供資料による。

Antiquities Act”と、1998年に制定され、2009年に改正、2011年に施工規約が公布された“The Protection and Preservation of Cultural Heritage Regions Law”が現在有効である。なお、1954年の“The Antiquities Act”に先行して、“The Ancient Monument Preservation Act 1904”が存在したが、1954年法の制定に伴って無効となった。

両法律とも原文はミャンマー語で書かれている。英語に翻訳されたものはユネスコのウェブサイトからも入手できるが、本調査においてミャンマー政府より英訳された法律条文の冊子を購入したため、こちらを参照した²。

“The Antiquities Act”は、考古学および歴史的に価値がある動産不動産文化財についての法律で全28条からなり、「文化財 (Antiquities)」、「発掘 (Excavation)」、「指定記念物 (Scheduled Monuments)」の3項目の順にそれぞれ規定している。まず、「文化財」とは考古学調査によって明らかになった遺物と遺跡とされている。詳細は第二条第二節の中で定義されており、この中には歴史的建造物、伝世品も含まれる。文化財の項目では、国内外移送、保護管理、ビルマ考古局長 (Director of the Burma Archaeological Survey) による保護修復の義務、強制収用権、および以上に関連する処罰等が定められている。次に、「発掘」の項目では、発掘権利、土地利用、遺物の報告義務について述べられている。最後に、「指定記念物」については、文化財のうち特に保護が必要なものについてビルマ考古局長が指定の上、その文化財の保護および修復責任者となることを定めている。この項目では、修復のための浄財、宗教活動における特別措置、保護のための周辺の新規建造物や開発事業の制限、および以上に関する処罰について定められている。

次に、“The Protection and Preservation of Cultural Heritage Regions Law”は、前述の“The Antiquities Act”と重なるものの、その項目から明らかなように、主眼は文化財を広域的に捉える内容を補うものと理解できる。項目は、「名称および定義 (Title and Definition)」、「目的 (Objectives)」、「文化遺産地区の画定 (Determining Cultural Heritage Regions)」、「文化遺産地区の保護保存 (Protection and Preserving the Cultural Heritage Region)」、「文化省の所管業務 (Function and Duties of the Ministry of Culture)」、「事前許可申請、審査および許可 (Applying for Prior Permission, Scrutinizing and Issuing)」とあり、この後に罰則、雑則と続く。「名称および定義」に関しては、まず文化遺産を歴史的、文化的、芸術的、人類学的価値が高く、保護保存が必要な古代記念建築物又は考古遺跡と定義し、文化遺産保護地区を含む広域的な文化遺産の規定がなされている。なお制定当初は1886年以前から存在する物件が文化遺産として指定されていたが、2009年の改正時に対象を100年以上前と変更した。その他の項目は、文化遺産地区の保護管理に関するものが中心であるが、本法律は“The Antiquities Act”にはなかった「目的」と「文化省の所管業務」の項目が加わることで、ミャンマーの文化遺産保護の目的と主体が明示されている。また、2011年の施工規約では、ミャンマーの文化遺産保護のためのより詳細な規定が示されている。

ミャンマーは、文化遺産保護に関する条約として、1956年に「武力紛争の際の文化遺産の保護のために条約 (ハーグ条約)・付属議定書」を、1994年に「世界遺産条約」を批准している。世界遺産に関しては、1996年に暫定リストに8件を記載したが、同年に登録延期となったバガン遺跡群を含め、現在までに世界遺産に記載された物件はない。暫定リストにある8件全てが文化遺産としての記載である。すなわち、「上ミャンマーの古代都市群：インワ、アマラプラ、ザガイン、ミンゲン、マンダレー (Ancient cities of Upper Myanmar: Innwa, Amarapura, Sagaing, Mingun, Mandalay)」、「バダリンと関連洞窟 (Badah-lin and associated caves)」、「バガン考古地域とその遺跡群 (Bagan Archaeological Area and Monuments)」、「インレー湖 (Inle Lake)」、「モン族の都市：バゴー、ハタワジー (Mon cities: Bago, Hanthawaddy)」、「ミャウ考古地域とその遺跡群 (Myauk-U Archaeological Area and Monuments)」、「ピュー族の都市：ベイタノー、ハリン、タイエーキッタヤー (Pyu Cities: Beikthano-Myo, Halin, Tharay-Khit-taya)」、「コンバウン朝の木造僧院：オン・ドン、サレー、パカンジー、パカンゲ、レガイン、サグー、シュエ・チャウン (Wooden Monasteries of Konbaung Period: Ohn Don, Sala, Pakhangyi, Pakhannge, Legaing, Sagu, Shwe-Kyaung)」である。文化省関係者への聞き取りによると、ミャンマー第一号の世界遺産登録として2013年に

2 UNESCO DATABASE OF NATIONAL CULTURAL HERITAGE LAWS, <http://www.unesco.org/culture/natlaws/> および Appendix 2 「文化遺産保護に関する法律」参照のこと。

「ピュー族の都市：ベイタノー、ハリン、タイエーキッタヤー」の記載を目指しており、申請書を提出したとのことである。「無形文化遺産の保護に関する条約」についても関心は高く、その重要性を認識して現在国内体制を整えつつあるとのことであった。

2-3. 行政

文化遺産保護を担当する行政機関は、文化省（Ministry of Culture）のみである。1980年代後半からの一時期、文化遺産保護は計画財政省考古学局に移管されていたようであるが、現在は文化省の担当となっている³。国内は管区（または地域）、州、自治区に分けられているが、文化遺産保護に関しては文化省が唯一の担当行政機関としてその地方支局を設置しており、地方行政は文化遺産保護を所管していない。さらに、マンダレー管区内のバガンに関しては、例外的に単独の別支局が設置されている。また、聞き取りによれば、前首都であるヤンゴンに存在する植民地建造物群に関しては、ヤンゴン市が保護を担当することになっている。文化省では無形文化遺産と有形文化遺産をともに扱っている。現在の文化大臣は、エー・ミン・チュー（U Aye Mint Kyu）である。

現在の文化省は、考古・国立博物館図書館局（Department of Archaeology, National Museum and Library）、歴史研究局（Department of Historical Research）、芸術局（Department of Fine Arts）の3局および大臣官房（Office of the Minister for Culture）により構成されている。有形・無形の文化遺産保護および博物館・図書館の管理運営を担っているのは考古・国立博物館図書館局であり、歴史研究局は国史編纂を含む歴史研究とともにカンファレンス等の開催や関連書籍の出版といった教育普及活動を行うことで文化遺産保護分野に係りがあると考えられる。なお、芸術局が扱っているのは音楽、絵画等の美術分野（現代のものを含む）とのことである。

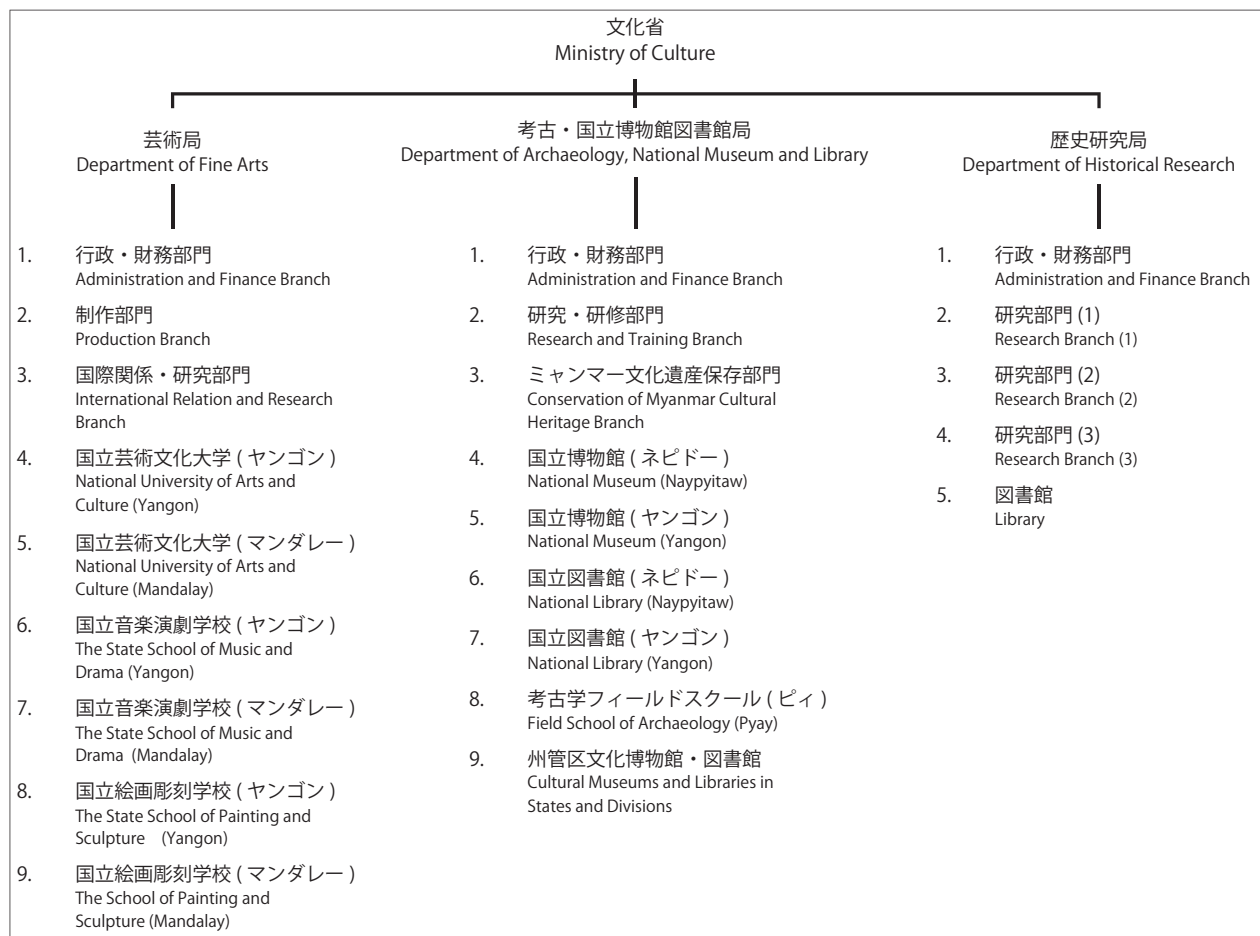


図3. 文化省組織図 (ミャンマー文化省提供組織図に日本語訳を追加)

3 西村幸夫 pp38-39 「ミャンマーの文化財保護」『月刊文化財』no.336/1991.9 第一法規出版

2-4. その他

海外からの支援状況

文化遺産保護分野での海外からの本格的協力は、1975年の震災を契機としてユネスコの支援が開始され、1980年代～1990年代にかけて、UNDPの資金等により、主にバガン遺跡群を中心に遺跡インベントリー作成、人材育成、保存調査等が実施された。さらに、1994年～1995年には、ユネスコ日本信託基金によるバガン遺跡群保存マスタープランの作成支援が実施された。

しかし、1990年代後半以降の10数年間、当時の政治・社会情勢を受けて海外からの支援が停滞し、特に保存修復の分野では「自己流」による取り組みが主体となっていた。同時に、寄進行為としての仏塔等の復元が学術的根拠を欠いたまま多数行われていることにも海外専門家からの批判が強かった。

民政移管を経て、目下、バガン遺跡群に関しては、特定の代表的建築遺構を対象としたインド（実施機関ASI）、中国（国家文物局）による修復協力がいずれも始動段階にあり、バガン遺跡群のマスタープランについてはユネスコが2012年8月のボコバ事務局長現地訪問に際して支援の意思を表明している。ミャンマー政府はピュー時代の都市遺跡群を国内第一号の世界遺産として登録することを目指しており、これに関しては、ユネスコ文化遺産保存イタリヤ信託基金による支援が2012年より始まっている。この事業では、考古局がタイエーキッタヤー（シュリクシェトラ）に開設した考古人材育成センターにおけるトレーニングのほか、バガン遺跡群に関してもワークショップが行われるとのことである。また、ヤンゴン市が所管する英領時代の建築遺産についてはオーストラリアからの支援が最近表明されている。

日本からの支援状況

日本は1954年に当時のビルマと外交関係を再開後、戦後賠償を経て、有償・無償の資金協力を行ってきた。1988年以降、西側諸国が援助を中止する中でも協力を継続してきたが、2003年～2010年度までは人道分野等に限定した援助方針が採られてきた。文化遺産に関する日本の協力としては、1987年に東京国立文化財研究所が木造建造物保存のためのユネスコ研修生を受け入れたのが初期の例で、その後の活動は、大学研究者等による考古学や文化人類学等の分野での学術調査が主体だが、1994年～1995年にはユネスコ日本信託基金によるバガン遺跡群保存整備マスタープラン作成が西村幸夫東大教授率いる専門家チームにより実施された。

人材育成に関しては、ACCU奈良（ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所）が、考古学および建造物保存修復分野の集団研修を中心に、2000年以来、計8名のミャンマー考古局職員を受け入れてきた実績がある。

文化遺産の登録状況

文化省考古・国立博物館図書館局の主導により、現在8管区・州で文化遺産の登録が進んでおり、その総数は2,654件であることが聞き取りにより明らかになった。内訳は、マンダレー管区（982件）、ヤンゴン管区（259件）、エヤーワディー管区（203件）、バゴ管区（249件）、ザガイン管区（76件）、マグウェ管区（463件）、カイン州（95件）、モン州（327件）である。

3. ミャンマーの文化遺産

1960年代より軍事独裁政権が続いていたミャンマーでは、特に1990年代以降、多くの西側諸国との交流が途絶え、文化遺産保護にも十分な措置が講じられない状況が続いてきた。2011年3月の民政移管を契機にそれが一変し、国内外からの投資増大と、都市化、開発の新たな波が一気に押し寄せようとしている。

各種の自然災害（1975年地震、2008年台風、2010年洪水）に加えて、人的災害（窃盗、盗掘、密輸）や急激な開発圧力も文化遺産を危機にさらしており、その緊急的な保護のための措置が求められているが、そのための国内体制はきわめて脆弱である。いまだ調査研究が十分ではない地方都市遺跡や少数民族文化に属するものも含め、各時代の多様な文化遺産が保護の手を必要としている。

ここでは、今回調査において訪問・見学した考古遺跡、建築遺産、博物館・図書館について、文化遺産保存の観点から簡単に所見を述べることにする。これらはミャンマーの文化遺産のごく一部にすぎないが、先に述べたように、文化省側との事前調整の中で日本への協力要請の対象となりうる文化遺産をあらかじめ例示するように依頼し、先方より提示された遺跡を中心に調査を行ったものである。各文化遺産とも、概要（立地、規模、年代）、調査史、特徴、歴史文化的意義、保護の現状（保存修復状況や現在の海外支援状況等も含む）および今後の課題（日本が協力できる面あるいはミャンマー側の要望）を中心に説明する。なお、掲載は調査時の訪問順に従っている。

3-1 | バガン Bagan

エイヤーワディ川中流の左岸に立地する都城遺跡である。バガン遺跡群に城壁が築かれたのは850年頃と推定されているが、10世紀末までは一帯に数ある都市国家の一つにすぎなかった。11世紀半ばにアノーラター王が最初のビルマ族の統一国家を建国し、この地を都として以来、クメールのアンコール朝とともに東南アジア大陸部の二大勢力として栄えた。1287年に元軍の侵攻によって陥落するまでの間に無数の仏教寺院が建立され、今日でも2,000以上の遺跡が点在する。バガン遺跡群全体では、ツーリズム・ポリスも含めると500名ほどの管理スタッフが配置されているとのことである。外国人に限り、バガン考古地域への入域料（1週間有効）として10ドルを支払う必要がある。

<バガンの考古遺跡群の状況>

- バガンの煉瓦造遺跡の中には崩れている建物も少なくないが、大規模な代表的遺構に限れば、現状では比較的安定した状態にあるように思われる。
- 基礎の不同沈下や植物の繁茂が顕著でないことは幸いであるが、地盤構造や気象条件といった基礎的データの調査収集は行われていないようである。
- 構造的に深刻な破損・亀裂等を生じているケースの多くは、本体周囲に取り付けられた半ヴォールト上部構造がバランスを失ったことに起因すると思われ、建築構造上の本来的弱点ともいえる。
- 建物内部の壁画や外壁漆喰装飾の保存状態は建物ごとに異なるが、本格的な保存対策は講じられておらず、その方法論の確立が急務である。また、壁画の劣化要因として亀裂部等からの雨水の浸入への対策を講じる必要がある。
- 砂岩を外装に用いる例はバガン遺跡群では少数ながら、いずれも重要遺構であり、かつ深刻な材質劣化状況を示している。
- 過去にも多くの修理が行われており、特に1975年の地震後にはRC躯体の挿入による上部構造の軽量化等、大規模な現状変更が行われている。しかし、十分な記録がなく、その効果と影響についても科学的な検証が必要である。
- 臨時的な補強措置として、鉄骨支保工の挿入が多数の建物内部で行われている。崩壊を避けるために一時的にはやむを得ないとしても、大きく内観を損ねていることから、より良い解決策の検討が急務である。
- 篤志家の寄付による仏塔頂部等の根拠なき復元が海外から批判されてきたが、今後はこのような行為を認めない方向で政策転換が図られつつある。
- バガン遺跡群の中心部においても、道路や駐車場、見学者用便益施設等のインフラはほとんど整備されていない。
- 発掘調査等の状況については今回実見する機会がなかった。
- 古写真等の資料が一応残っているマンダレー王宮はまだしも、バガン遺跡群を含む各地の王宮跡において、学術的根拠の乏しい建物復元が盛んに行われている。

<バガン遺跡群における地域開発との関係>

- バガン遺跡群においては、観光客が2011年来急激に増加しつつあり、現状の観光インフラでは既に受け入れが限界に達しつつある。ミャンマー側としては、将来的な世界遺産登録を視野に入れつつ、過去のユネスコ信託基金事業によるマスタープランの提案（西村プラン）を参照しながら、基礎的なゾーニングプランを策定済みであるが、加えて遺跡の保存管理計画や周辺整備を含む計画作りを独自に検討している。
- 観光客の増加に伴い、水資源の確保、水質の改善、廃棄物処理等が問題となると思われる。また、ニューバガンにおける人口の増加による市街地環境の悪化、集落部との所得格差の問題等も中長期的には社会問題化する可能性がある。



図4. バガン遺跡群夕景



図5. バガン遺跡群の遠望



図6. バガンのレストラン街



図7. 外国人客であふれるニャウン・ウー空港の出発ロビー

バガン考古博物館 Bagan Archaeological Museum

1975年に開館した旧博物館が手狭になったため、新たな施設を建設して1998年に開館した。現在のスタッフは60名で、うち部門責任者は8名である。大卒者は2名、専門的機関で研修を受けたことのある者は10名である。この種の機関としては、ヤンゴンとマンダレーにそれぞれ考古学と博物館学の4年制コースがあり、ピーに1年間のディプロマコースがある。博物館には、優品を展示するメインホールのほかに、いずれもバガン王朝期の工芸・文字・仏教美術・仏像の4テーマに関する主展示室があるが、保存ラボ等の施設は無く、収蔵庫もここではなくアーナンダの近傍にある。展示機能に特化した施設といえるが、開館以来展示替えを行ったことは無いとのことである。管理台帳は紙ベースで、同一のものを3部作成することになっている。展示品は仏像が最も多く、文化遺産的価値のある可動物件については、遺跡現地にはレプリカを置き、本物は博物館に収蔵するということが基本的な考え方である。

石像が多いため、保存環境としての要求はさほど高くないと思われるが、ケースや柵もなく展示台上に無造作に置かれた仏像がほとんどで、セキュリティや防災上はかなり問題がありそうである。入場料はミャンマー人が500チャット、外国人が5ドルだが、遺跡入域料とは別料金であることが嫌われ、特に外国人の来館者は少ないとのことであった。この博物館は、展示品の量に比して建物が大きく派手で、また遺跡群の中心域に位置しているために、景観を阻害していると言わざるを得ない。



図 8. 考古博物館の外観



図 9. 考古博物館内メインホール



図 10. 考古博物館の仏像展示室



図 11. 展示品の一例

チャウクーウーミン Kyauk-ku-umin No. 154

バガン遺跡群の北東端、ニャウン・ウー町の東方に位置し、エイヤーワディ川にほど近い谷地形に立地する。崖下にトンネル状に掘られた石窟と、その前面に建てられた煉瓦造2階建の祠堂が一体となって構成されている。11世紀の建立と考えられているが、12～13世紀に多くの改造が加えられているようである。

1964年に修理されたが、1975年の地震後に壁面の孕み出しが急速に進行したとのことである。外壁の頂部はいずれも新材の煉瓦とセメントモルタルによる仕事で、本来の形式は不明だが、現状はパラペットと陸屋根で構成されているため、雨漏りが深刻な問題となっている。セメント防水の上、壁上部に塩化ビニール管を貫通して排水しているが、外観が見苦しい上に、あまり効果的でもないようである。上下階とも構造的な変形が見られ、祠堂より西側の石窟前面に相当する箇所は過去に大きく崩壊したらしく、その前面に煉瓦材が山を成している。祠堂1階西面には基部から頂部に達する構造クラックが生じており、ここより北側の壁面が大きく前方に傾斜している。また、1階東面の外壁も全体に不規則な孕み出しを生じている。亀裂箇所等は既に補修されているが、いずれも変形を生じたままの状態に煉瓦とモルタルが充填されている。

一方、1階の外壁面は砂岩材で仕上げられ、彫刻が施されているが、その劣化も激しい。砂岩の堆積層に沿って多くの亀裂が生じており、特に壁足元付近や開口上方の張り出し部分等では水分の滞留に起因する塩類風化作用によると思われる表層の剥落も顕著に認められる。この壁の上部には元々木造の庇屋根がめぐっていた痕跡があり、その溝を利用して外壁保護を期待したトタン屋根が5年前に設けられている。発想は悪くないが、粗末な作りで外観を害している。

1階の堂内に入ると、内外陣境の尖頭状のアーチと外陣回廊部の半ヴォールトに沿って、鉄骨による無骨な支保工が組まれている。上部荷重に対するアーチの変形対策としては一応有効で、可逆性を備えた応急措置としては許容範囲であろうが、見栄えは良くない。また、半ヴォールトの構造的欠陥ともいえる外方向への孕み出しに対しては、引張要素がない以上、傾斜による変形の進行を食い止める効果は期待できない。本来の用途は不明だが、上下階を貫通する角孔が複数ヶ所にあるため、これらを利用して下げ振りによる定点観測を行い、変形の進行がないかを継続監視することを助言した。



図 12. チャウクーウーミン北面外観



図 13. チャウクーウーミン上面からの排水施設



図 14. チャウクーウーミン外壁基部砂岩の劣化状況



図 15. チャウクーウーミン堂内の鉄骨支保工



図 16. チャウクーウーミン東面外壁の孕み出し状況

タンブラ Thambula-hpaya No.482

碑文により1255年の建立と知られる。回廊状の内部空間をもつ祠堂の東面に前室が付属する平面構成である。外壁面には精緻な漆喰彫刻が、内壁面には壁画が施されている。そのいずれも比較的広範囲で残存しているが、漆喰については剥落や浮き、微生物による汚損等が多くみられる。また、内部の壁画については一部で上方からの漏水が認められるが、剥落が著しい箇所の多くは後世の塗り重ね層で、基層は比較的安定しているように見える。煉瓦躯体の亀裂等は局部的で全体の不同沈下は見られないため、地盤自体は比較的堅固と思われるが、回廊ヴォールトの角部に生じているクラックの原因として、塔の荷重が集中する中央部分が外周の壁体に対して沈下を起こしている可能性が推定される。

入口ペディメントの上部や、中央塔および各隅塔の相輪部分は近年になって想像復元されている。また、壁画についてはユネスコとの保存研究を行った際に碑文のある部分だけが試験的にクリーニングされている。

No. 476

長方形平面の一室からなる、ごく単純な建物（13世紀建立か？）である。屋根部分は既に失われており、当初形式は不明である。必要以上に復元を加えないという方針のもと、考古局自身によって2011年に修理が行われた。修理前後の写真が現場に掲示されているが、壁四隅の崩落部を中心に新材の煉瓦による再構築が行われ、壁頂部は残存範囲の上に保護のため最小限の積増しをしたという内容である。小規模かつ副次的な建物で試験的に行われた修理手法であるが、想像復元に対する批判を受けての方針転換として注目に値する。

なお、この堂は本来、No.447を中心に僧院を形成していた多数の建物群の一つで、約250m四方ほどの周壁がその四周を囲んでいる。この壁は既に大半が崩壊しているが、このNo.476に近接する北東側の区間は北門とともに比較的残存している。ごく最近この区間の一部が新材によって下方のみ積み直されたが、考古局としては比較のためいくつかの異なる修復手法をここで試験的に施工しようとしているとのことである。このような小補修は年間50件以上行われており、2011年は35件について防水工事も施工された。2012年は民間から63件の寄付があるとのこと、150件の補修工事が予定されている。



図 17. タンブラ全景



図 18. タンブラ外壁上部の漆喰装飾



図 19. タンブラのクリーニングされた銘文箇所



図 20. No.476 と隣接する仏塔

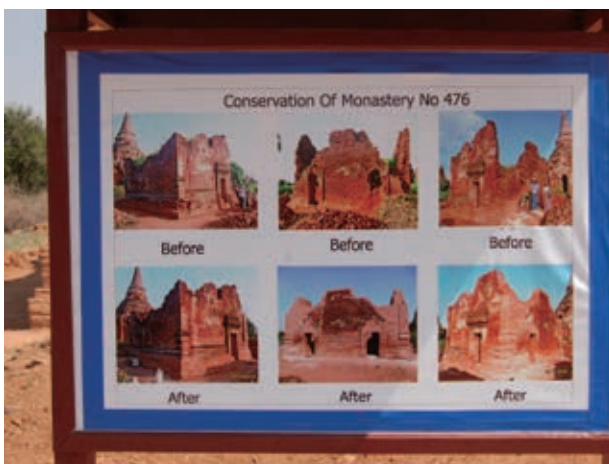


図 21. No.476 の修復前後を比較した写真パネル



図 22. No.476 外壁頂部の詳細

ナガヨン Naga-yon-hpaya No. 1192

11世紀末頃に建立された、周壁に囲まれた寺院で、四方に門、四隅に仏塔がそれぞれ建つ。北面する中心祠堂は内陣の四周を囲む回廊をもち、正面に大型の前室が付属する。仏塔の上部は1977年頃に想像復元されている。外壁面には漆喰彫刻、内壁面には壁画があり、これらについて2000年にユネスコが1ヶ月間の保存研究を行った。開口上部に当初と思われる木製楣材が現存しているのも貴重である。なお、現在堂内に祀られている仏像彫刻はいずれもレプリカである。

ナンパヤー Nan-hpaya No. 1239

バガン遺跡群の中でも初期の11世紀中頃に建立された寺院である。四本の柱で囲まれた開放的な内陣の周囲を回廊がめぐる正方形の祠堂と、その東正面に付属する前室とから構成される。同時代に建立されたチャウクーウーミンの1階と同様、煉瓦造の躯体に砂岩の外装を加えた構造だが、ここでも外壁の砂岩材が激しく劣化しており、表面の風化程度は前例よりさらに著しい。外壁の基部は英植民地時代の20世紀初頭に新材を用いて修復されており、より近年の修理箇所もみられる。さらに、北面外壁に差し掛ける形で仮設屋根が設けられており、これは砂岩外装を風雨から保護する効果を実験する目的で設置したとのことだが、現時点では屋根のない部分と保存状態に特に差異は認められない。祠堂内部の壁面も同じく砂岩材で仕上げられ、その四天柱にはブラフマーの浮き彫りが施されているが、床面に近い部分では一部、塩類風化による劣化が生じている。近年になって、前室から祠堂内の回廊部にかけて、鉄骨支保工が挿入されている。



図 23. ナガヨン北東から見た外観



図 24. ナガヨン開口上部楣の木材



図 25. ナガヨン回廊部内観



図 26. ナンパヤー南東から見た外観



図 27. ナンパヤーの修復された壁隅部と仮設屋根



図 28. ナンパヤーの劣化した当初砂岩材(上方)と新材置換部分(下方)

マヌーハ Ma-nu-ha-hpaya No. 1240

同じく11世紀中頃の建立で、寝釈迦像を納めた堂である。1975年の地震で被災し、屋根が崩壊した。1999年にRCのタイビームを挿入する補強工事が行われ、四隅部分は壁体の開きを防止するために鉄骨で繋がれた。また、堂内の一部には支保工として鉄骨造のフレームも組まれている。寺には途切れることなく多くの信者が訪れており、供物を捧げる姿が見られる。

ダマヤンジー Dhamma-yan-gyi No. 771

バガン遺跡群でも最大規模の建造物のひとつで、1165年の建立と考えられている。正方形平面の本体上部にピラミッド状の屋根が載り、四方にそれぞれ大型の前室が付属する。本体の内部は元々、内外二重に回廊がめぐり、その奥の四方に祠堂を設けていたが、後世に内回廊と東以外の3祠堂を閉塞する改造が加えられている。外壁には漆喰彫刻が施され、内壁面には壁画が描かれていたが、いずれも残存範囲は限定的である。

1970年代後半に外壁の開口上部にRCの補強を挿入する等の修復が行われている。塔の上部はいずれも失われているが、他の多くの遺跡でみられるような想像復元はここでは行われていない。巨大な建物の割に不同沈下等は目立たないが、雨漏りの問題があるとのことである。中国が今後5年間をかけて修復を行うことがほぼ決定している。

スラマニ Sula-mani-gu-hpaya No. 748

2階建の大規模な堂で、四方に門をもつ周壁に囲まれて東面する。碑文銘により1183年の建立と知られる。中央塔と四隅に置かれた多数の小塔は、いずれも塔頂部が崩壊して失われていたが、近年になって想像復元された。1階回廊の壁面全体にわたって仏像や宮殿等の壁画が描かれているが、これは18世紀の作と考えられている。以前は上れた屋上テラスや堂の2階部分は現在では公開されておらず、見学することができなかった。



図 29. マヌーハ外観と壁隅の補強材挿入跡



図 30. マヌーハの寝釈迦像と鉄骨支保工



図 31. ダマヤンジー北面外観



図 32. ダマヤンジー窓上部詳細



図 33. スラマニ外周壁西門および中心祠堂



図 34. スラマニ堂内の壁画

シュエサンドー Shwe-hsan-daw No. 1568

内部空間をもたない大型の仏塔（11世紀建立か？）で、1975年の地震で損傷したのち塔頂部が、また1993年にも基壇部分が修復されている。ここでは四方の階段から五重の基壇テラスの上部に登ることができる。現在は大半の遺跡で上部テラスに登ることが禁止されているのと、好適な立地から、遺跡群を一望する展望台として観光客の人気を集め、特に日没の時間帯には大変な賑わいを見せている。また、進入路や駐車場が未整備なため、大型バスも含む車両がひしめき合っって混乱を来している。

シンピンタリャウン Shin-bin-thalyaung No. 1570

シュエサンドーの西側に隣接して建つ、細長い平面の堂（11世紀建立か？）で、内部一杯に寝釈迦像を安置する。地震後の1976年に修復されたが、近年になって再び、内部全体に鉄骨による支保工を組むとともに、防水のため屋根面にモルタルを塗布する補修が行われている。外壁上部が全周にわたって帯状に積み直されており、未確認だが、壁体内部に臥梁を埋め込む補強も加えられているようである。

ピタカッタイ Pitakat-taik No. 1587

比較的小型の堂で、内陣の四周を回廊がめぐる正方形の堂の東正面に3基の階段を伴うテラスを設ける。11世紀代中葉に経蔵として建立された建物を1783年に改修したものと伝え、木造僧院建築にも通じる屋根まわりの形状はこの改造時以来のものと考えられる。古くは英植民地時代の1907年に修理され、1975年の地震後と1988年にも補強を伴う修理が行われている。東面では、壁面から軒先にかけての修復箇所を推定復元を排する方針のもと、あえて修復箇所を明示する手法が採られている。さらに、最も近年では2008年の大雨で崩壊後に修復された際、内部に鉄骨支保工を設置するとともに、南面外壁にRC造のバットレスを設けるという大胆な方法が採られている。さながら修復手法の実験場のような様相を呈しているが、外観的には違和感を禁じ得ない。



図 35. シュエサンドー北西から見た全景



図 36. シュエサンドーに日没時に押し寄せる観光客



図 37. シンピントリャウン北東から見た外観



図 38. シンピントリャウン堂内の寝釈迦像と鉄骨支保工



図 39. ピタカッタイ東面外観



図 40. ピタカッタイ南面外壁の補強バットレス

アーナンダ Ananda-gu-hpaya-gyi No. 2171

12世紀初頭の建立と推定されている。単層ながら、バガン遺跡群中で最大規模の建造物の一つで、四方に門をもつ周壁に囲まれて建つ。二重の回廊と四方に前室をもつ、ほぼ対称形の平面で、主祠堂も四面に設けられる。基部およびテラス部の外壁足下にテラコッタによる本生話等の彫刻が埋め込まれているほか、回廊壁面に設けられた無数のニッチに納められた石像群は全体で釈迦の生涯を物語っている。元々は内壁面に壁画が施されていたが、後世に石灰で塗りつぶされ、現在はごく一部が見られるのみである。1975年の地震で塔頂部等が大きく損傷したが、その後数年をかけて修復され、塔内部にRC造の構造体を設けて補強と軽量化が図られている。

2012年から5年間の予定でインドが修復事業を開始している。その内容は、①照り返しによる保存への影響を軽減するため、建物周囲の舗装を撤去、②テラコッタタイルのクリーニングおよび保存処置、③内壁ニッチ彫刻のクリーニングおよび保存処置、④壁面のカビ除去および汚れ落とし、⑤屋根面の雨漏り防止措置、というものである。

なお、この寺院は非常に多くの参拝客を集めており、西参道には土産物屋街が形成されている。また、3年前からは夜間のライトアップも行われている。

王宮跡 Bagan Golden Palace and Palace Site Museum

2008年にオープンした一種の観光施設で、エア・バガン（航空会社）の寄付金と考古局の予算をもとにバガン時代の王宮の中心建物群8棟を想像復元したものである。博物館と同じく、ミャンマー人500チャット、外国人5ドルの入場料が必要となる。

バガンではこのほか2ヶ所で、発掘された王宮跡の考古遺跡を展示している。



図 41. アーナンダ南西から見た外観



図 42. アーナンダ西参道の土産物産街



図 43. アーナンダ基壇側壁のテラコッタ装飾



図 44. アーナンダ回廊部内観



図 45. 王宮跡入口外観



図 46. 王宮跡中心建物

3-2 | マンダレー Mandalay

ビルマ最後の王朝であるコンバウン朝の第十代ミンドン王が1857年にアマラプラから遷都し、以後1885年に第三次英緬戦争に敗北してビルマが植民地化するまでの29年間、王都として継続した。政治経済の中心がヤンゴンに移った後も上ビルマの中心都市として、またビルマ伝統文化を伝える地として、今日では100万の人口を抱えるミャンマー第二の都市となっている。

<マンダレー、インワ、アマラプラの建築遺産の状況>

- 木造の僧院建築は、掘立柱で柱相互の繋材がほとんど無い構造のため、柱脚部の腐朽が建物全体の傾斜に直結する。
- 過去に修理が行われている建物も少なくないが、柱脚部のコンクリート構造への置換等、構造的オーセンティシティを損なう手法が採られている。また、鉄骨トラスの使用等の修理によって内観を損ねているケースも見られる。一方で、床下部の排水改良等、劣化の原因についての根本的対策は取られていないようである。
- 外部における装飾彫刻の多用はミャンマー木造僧院建築の大きな特徴だが、風雨に晒されることによる劣化が著しく、今日では部材の欠失も多い。外装木部の保護には多くの場合タールが用いられているが、素木が当初仕様と思われることから、代替措置の検討を要する。
- 現在はどの建物でも亜鉛鍍鉄板葺となっているが、古い建物では本来は板葺であったと考えられる。当初に近い外観と維持管理の両立を実現できるような材料仕様の検討が望まれる。
- 修理記録の作成が満足に行われていないようである。調査結果や修理仕様、変更箇所とその判断理由等の情報を正確に後世に伝える必要がある。
- 火災等の防災対策は、一部に消火器の設置が見られる程度である。
- ヤンゴンの植民地期建築は依然多数が残存しているが、文化遺産としての保存修理が行われた事例はまだ殆どないものと思われる。活用のための改修が散見される一方で、機能を失い荒廃したまま放置されている建物も見受けられる。



図 47. 王宮周濠東辺よりマンダレーヒル遠望



図 48. マンダレー中心市街風景



図 49. 外周濠と城壁東門

マハムニ寺院 Maha Muni Paya

市街地の南西はずれに立地し、マンダレーで最大の寺院としてミャンマー人の尊崇を集めている。コンバウン朝第六代ボードーパヤー王の治世、1784年に皇太子がヤカインを征服した記念にその王都から運ばせたマハムニ仏を本尊として祀る。参道には仏具や土産物の売店がひしめき合うように並び、仏像等を作る職人が作業をする様子も見ることができる。また、男性限定だが、功德を積む行為として本尊に金箔を貼る人の列が絶えない。

境内の一隅に青銅の彫像が並んで安置されている。これも本尊と同様にヤカインからの戦利品だが、元は1599年にタイとの戦争の結果もたらされたもので、さらに遡ると15世紀にアユタヤ軍がカンボジアのアンコールを攻撃した際に持ち去ったものと言われている。シンハ（獅子）2体、アイラヴァータ（3頭の象、インドラ神の乗物）1体、神像2体の計5体で、現存例が少ないクメール様式の大形青銅像として貴重である。体の痛い箇所と同じ場所を撫でると平癒するという民間信仰があり、多くの参拝者で賑わっているが、このような現状は文化遺産としての保存上は問題が多い。

王宮跡・博物館 Mya-Nan-San-Kyaw Golden Palace (Mandalay Royal Palace) and its Cultural Museum

アマラプラからマンダレーへの遷都にあたって、コンバウン朝の第十代ミンドン王が建造した王宮の跡で、アマラプラの旧王宮を解体した部材が象によって運ばれたと伝える。新王宮は1858年に竣工したが、1885年にコンバウン朝が滅亡、英支配が確立すると軍の駐屯地にされた。王宮の木造建物は、第二次世界大戦末期の1945年に駐屯していた日本軍に対する連合軍の空爆により焼失したが、1980年代以降に図面や古写真等をもとに中心域の宮殿群や城壁上の櫓等が最終期の姿に復元され、後に公開された。濠に囲まれた2km四方の宮域は、現在も大半の区域が国軍の施設として使用されているため、一般公開されているのは復元された宮殿群のある中心部の限られた範囲だけである。この復元がどの程度の資料検証と考察を踏まえたものであるかは詳らかでないが、王宮内から移築されて現存するシュエナンドー僧院の建物や、ヤンゴン国立博物館に収蔵されている玉座の実物等と比べると、彫刻等が全体にあっさりした印象であることは否めない。また、本来は煉瓦造であった望楼をRC造で復元したことはしばしば批判的となっている。

宮殿群の最も裏手の建物が文化博物館として公開されている。展示品は王族が用いた調度や衣装等が中心だが、優品はヤンゴンの国立博物館に収蔵されており、かなり寂しい内容である。壁のない半屋外のような空間で、展示ケースはあってもここに染織品を展示し続けるのは保存上無理があると思われる。

考古局では、マンダレー王宮跡とシュエナンドー僧院を含む4寺院、インワとピニャの遺跡を合わせて、「マンダレー考古ゾーン」とし、外国人からは10ドルの入域料を徴収している。



図 50. マハムニ寺院境内の工芸店



図 51. マハムニ寺院の本尊と参拝の人々



図 52. マハムニ寺院境内のクメール彫像と戯れる家族連れ



図 53. 王宮跡中心建物



図 54. 復元された宮殿建物群



図 55. 博物館内観

シュエナンドー僧院 Shwei-nan-daw Monastery

ミャンマーの木造僧院建築としては最高峰に位置づけられる。元々はマンダレー王宮の宮殿建物の1棟で、その唯一の現存遺構としても貴重である。1878年～1883年にコンバウン朝最後の第十一代ティーボー王が先王の供養のため現在地に移築、改修したものである。東西12間×南北7間(35m×21m)の周囲に1間(2.5m)幅のベランダがめぐる。東を正面とする堂内は大きく前後に仕切られ、前半は本尊仏を祀る内陣とこれより一段低い外陣、後半は僧侶たちのための空間となっている。四重になった屋根の軒先や大棟には本生話等に題材を採った繊細な木彫レリーフが取り付けられ、外壁面や開口周りにも飛天や唐草等の彫刻が全面に施されている。建物外部は現状では素木だが、室内は一転、全面が金色に仕上げられている。ここでも彫刻やガラスや漆による工芸技術の粋が尽くされている。

他の木造僧院建築にも共通する構造的特徴として、チーク材を用いた総柱の掘立式で軸部に水平の繋ぎ材が無いため、柱足元の腐朽が建物全体の傾斜に直結する。この建物でも傾斜が進行したため、1960年代にRC基礎を新設して柱をこれに緊結する修理が行われている。また、1995年にも不陸直しや彫刻の一部を交換する修理が行われた。しかし、現状では特に外部彫刻の風化や欠失が激しく、軒先には雨漏りの跡も見られる等、建物全体に劣化が進行している。外国人を含む観光客がほぼ必ず訪れる名所でもあることから、再度本格的な修理を行うとともに、抜本的な保存対策を検討すべき段階に来ているものと考えられる。



図 56. シュエナンドー僧院北面外観



図 57. シュエナンドー僧院軒周り詳細



図 58. シュエナンドー僧院外壁面の劣化状況



図 59. シュエナンドー僧院の堂内内陣部



図 60. シュエナンドー僧院の堂内桁周り詳細



図 61. シュエナンドー僧院礎石の新設と根継補修を施された柱脚部分

ザヤット Thudhamma Zayat

ザヤットとは、集会所あるいは巡礼者の仮眠所として村々に建てられた施設である。マンダレー・ヒルの南麓、王宮環濠の北辺東端に面して建つ一群のザヤットは、僧侶の休息施設として用いられるもので、マンダレー建都と同時に建てられ始め、1871年に当地で開催された第五回仏典結集に向けて整備が進められたようである。植民地期の火災で多くが失われたが、1990年代以降、官民の予算でいくつかの棟が再建されている。規模形式はいずれも同様で、6間×3間の総柱建物で、中央の4間×1間部分を上方に立ち上げて切妻屋根を掛け、その四周に1間の下屋庇をめぐる構成となる。壁も床もない吹き放ちの四阿で、彫刻等の装飾要素もほぼない。

今回見学したのは、濠沿いの道に面する一棟で、考古局が2011年修理を行ったとのことであった。その図面と写真が建物内に展示されていたが、煉瓦造の基壇に埋められた掘立柱の根入れ部分を切断・除去し、傾斜した柱を建て起こした上で、新設したRC基礎にアンカーボルトで緊結するという修理内容である。柱材自体が変形しているためか、修理後の現状でも各柱は必ずしも鉛直になっていない。また、写真で見ると、切断された柱根はさほど傷んでいないようにも思えた。このような修理方法はミャンマーでは定石になっているようだが、当初材と当初工法の保存という観点から問題があり、再検討が必要である。

タハウイン僧院 Thaka-wun Monastery

1879年頃に宰相ウ・カウンの寄進によって建設された僧院建築で、市街地の南西にあって他の14寺院とともに緑豊かな寺町を構成している。宰相の訪欧時の見聞をもとに構想されたこの建物は、ミンドン王に仕えたイタリア人とフランス人の二人の建築家によって設計されたもので、西洋建築とビルマ建築の折衷様とすべきユニークなものである。平面規模は東西11間×南北8間（26m×19間）で、地上階は吹き放ちのピロティとし、2階に応接室や僧坊等を配する。入口ベランダと応接室を隔てる5連の建具の繊細な木彫スクリーンが見せ場となっている。2階の北西室内に螺旋階段があって小屋裏に達することができるが、その中央にはオーダーの付いた円柱で囲まれた円筒状の一室があり、以前は瞑想堂の用途に用いたという。現状の寄棟屋根は明らかに後補で、本来の形式は不詳だが、小屋裏階の床組が二重構造で、その上面に水勾配が設けられていることから推察すると、無謀にも当初は陸屋根であった可能性が考えられる。

軍政下に国有化されて以後、この建物は寺の施設としては使用されておらず、十分な管理がなされないまま全体的に荒廃が進んでいる。



図 62. ザヤット外観



図 63. ザヤット修復工事の説明パネル



図 64. ザヤット建物内観（柱がやや左方に傾いている）



図 65. タハウイン僧院北面外観



図 66. タハウイン僧院2階ベランダ部内観



図 67. タハウイン僧院小屋裏内観

シュエインビン僧院 Shwei-in-bin Monastery

タハウイン僧院と同じ地域にある僧院の一つで、1895年に中国人の富豪の寄進により建てられた。東端に七重の屋根をもつ十字形平面の祠堂を配し、その西に細長い一室を介して本堂が建つ。本堂の堂内は間仕切壁で前後に区分され、前半を内外陣をもつ仏堂、後半を僧侶の空間とする。さらに、その西側にも屋根で覆われた通路を挟んで別棟の倉庫が建つ。そしてこれらの建物群の全体を木造テラスで囲うという構成である。外部の彫刻が軒周り等に限られ、部戸を連ねる外観にはシュエナンドー僧院のような華やかさは無いが、安定感のある落ち着いた佇まいを見せる建築である。

川に近接するため南面側の傷みが激しく、屋根の彫刻レリーフもかなりの数が失われてしまっている。本堂の柱間に軽量鉄骨のトラス梁を挿入したり、柱の足元をコンクリートで根巻したりといった補修が目立つが、寺が寄付を集めて自費で修理を行っているため、考古局の指導はあまり行き届いていないのが実情とのことである。

マンダレー文化博物館 Cultural Museum and Library (Mandalay)

2階建の小規模な博物館で、図書館が併設されている。展示品は先史時代の遺物から始まって仏像、経典、僧院の建具等があるが、点数はごく少なく、優品もあまり無いようである。施設、展示方法ともに古さが目立つ。閉館間際の時間に訪問したことから収蔵庫を見学することができなかったため、コレクションの全体像は不明である。市街地の繁華な場所に立地するにも拘わらず、観光客が訪れることは殆んどないとのことであった。

旧文化局 Former Office of the Department of Culture

植民地期に建てられた木骨煉瓦造2階建の住宅建築で、ハーフティンバーの瀟洒な意匠をみせる。複雑な形状の屋根は上階部分がトタン波板葺きに変えられているが、元は車寄せ部や下屋庇に残る樽板葺きであったと考えられる。室内にはあまり見どころが無いが、後世の改造も少なくないものと思われる。オフィスとしても使われなくなった現状では全体に傷みが激しく、考古局ではこれを改修して図書館に転用する計画とのことであった。戦災等により市街地に古い建物が少ないマンダレーにあっては貴重な歴史的建造物で、その保存活用という方向性は評価できるが、もし2階にも書棚を入れるのであれば相当な構造補強が必要になるのではないかとの印象をもった。



図 68. シュエインビン僧院北西から見た外観



図 69. シュエインビン僧院補強鉄骨トラス



図 70. マンダレー文化博物館外観



図 71. マンダレー文化博物館の展示室内観



図 72. 旧文化局外観



図 73. 旧文化局2階内部

3-3 | インワ Innwa

マンダレーの南西約15km、アマラプラからは約3kmの至近距離に位置するかつての王都である。ピニャ王朝とザガイン王朝を統一したタドミンビャ王が1365年に建都したのが嚆矢で、このアヴァ王朝は1555年まで続いた。その後、タウンゲー朝とコンバウン朝のもとでインワは4度にわたって王都となった。1821年にアマラプラから遷都されたのが4回目で、1839年の地震で大きく被災したのを契機に1842年、再びアマラプラに遷都したことでインワは王都としての歴史を閉じた。

バガヤ僧院 Bagaya Monastery

インワ都城内、王宮跡の南西方に位置する僧院で、現地の説明板によると1834年、バジードー王時代の建築とのことである。当初は板葺であったが、1929年に鉄波板葺きに改修され、1991年に考古局による修理が行われた。七重の屋根をもつ十字形平面の祠堂と本堂が東西に並び、本堂の内部を東西に仕切って仏堂と僧侶の空間にそれぞれ充てる構成はビルマ僧院における標準的なものである。内外部とも装飾は抑制的で、彫刻部位は妻壁や開口部まわり、手摺部分等に限定される一方、不必要と思えるほど太い柱材が用いられており、雄渾な印象を与える建築である。

一部の柱が著しい傾斜を生じているほか、年に3回、各1ヶ月間は境内が水に浸かる時期があるといい、建物床下には乾いた泥が厚く堆積している。



図 74. 南方からのアプローチ街路



図 75. インワ都城跡の全図



図 76. インワ都城跡風景



図 77. バガヤ僧院東面外観



図 78. バガヤ僧院堂内内陣部



図 79. バガヤ僧院の床下部における柱の傾斜と土砂の堆積

シンチョン要塞 Sinkyone Fortress

インワ王都とは直接関係ないが、エイヤーワディ川の南岸に立地し、英軍艦の侵攻に備えてマンダレーのミンドン王が築かせた3ヶ所の要塞の一つである。象を囲う施設を改造して1874年に建造され、環濠と土塁で囲まれた一辺100mほどの正方形の平面をもつ。1957年から考古局による整備が行われている。

王宮跡 Palace Ruin

東西1.5km×南北1.0kmほどのやや不整形な平面をもつ。北西側でエイヤーワディ川に直接面する以外は大規模な環濠を巡らし、その内側に煉瓦造の城壁を築く。西門と付近の城壁の一部が近年復元されている。また、南門に至る参道の両脇にも小規模な煉瓦壁が現存する。城壁内は現状では大半が耕作地で村落も点在するが、その中央の約400m四方がかつての宮殿域と考えられている。この区域では15年ほど前に考古局による発掘調査が行われ、建物跡の基壇が出土したとのことだが、地上に現存する遺構は沐浴池と望楼の2つだけである。このうち沐浴池は、東西50m×南北25mほどの長方形で、地面を2段に掘り込んで煉瓦造の段状擁壁で仕上げ、四方に装飾的な階段を設けている。一方、望楼は1822年に建造されたバジードー王の王宮の遺構だが、1838年の大地震で基部を残して崩壊した。現状は高さ30mほどの煉瓦造の角塔の上部に木造のパビリオンが建ち、そこまで外階段で上ることができるが、本来の形式に関する資料はなく、想像に基づいて復元されたとのことである。地震で傾いたままであることから却って名所となり、馬車に乗った観光客が訪れるため、付近には土産物売りの姿も見られる。



図 80. シンチョン要塞の周壕と土塁



図 81. 王宮の外周壕跡



図 82. 王宮の復元された西城門



図 83. 王宮の沐浴池跡



図 84. 王宮の望楼遠景

マハーアウンミエ僧院 Maha Aung Mye Bonzan (Me Nu Oak) Monastery

バジードー王の第一王妃メ・ヌーが寄進した寺院で、木造僧院建築のシルエットを模して煉瓦造で建てられ、壁面は漆喰塗で装飾されている。これも1838年の地震で破損したが、建立者の娘であるミンドン王の妃が1873年に修復したとのことである。コンバウン朝期の煉瓦造建築を代表する作例の一つに数えられている。

インワ考古博物館 Innwa Archaeological Museum

2003年に開館した比較的新しい博物館である。収蔵品は出土遺物も含めて358点とのこと、大理石の仏像や金属工芸品等が展示されているが、非常に閑散とした印象である。なお、インワの遺跡に関する調査活動は現在行われておらず、維持管理だけを継続しているとの説明であった。入館料はミャンマー人200チャット、外国人5ドルである。

No. 233, 234, ローカタイツー No. 233, 234, Lawka Htaik Oo

インワには約600基の仏塔が点在するといひ、そのうち壁画の残る3ヶ所を訪問した。ローカタイツーでは、天井の補強や、壁画を描いた漆喰のモルタルによる剥落防止措置等が講じられており、いずれも比較的近年の作業と思われた。壁画は16世紀代のものというが、一部には西洋人らしい人物像等も見られた。



図 85. マハーアウンミエ僧院南西から見た外観



図 86. マハーアウンミエ僧院の回廊部内観



図 87. インワ考古博物館の建物外観



図 88. インワ考古博物館の展示室



図 89. ローカタイツウー外観



図 90. ローカタイツウー壁画詳細

3-4 | アマラプラ Amarapura

1783年～1821年、1842年～1859年の2次にわたってコンバウン朝の王都が置かれた地で、マンダレー王宮からは南西に12kmほどの距離にある。インワや対岸のザガインとともに、マンダレーからの日帰り観光コースとなっている。

ウッペイン橋 U Bein Bridge

アマラプラの東方、タウンタマンという湖に架かる木造橋で、幅3m、全長は1.2kmに及ぶ。1849年から建造が開始され、廃都となったインワの王宮跡から運ばれたチーク材が1,000本以上用いられているという。橋脚の丸太材には仕口穴等が見られ、建築部材の転用であることは確かのようなのである。筋交による補強等も加えられているが、全体に老朽化が進んでおり、対岸の学校に通う生徒や観光客も含めて多数の人々が日常的に通行しているため、保存もさることながら安全面が最も懸念される場所である。

マハーウェイヤンボンター（バガヤ）僧院 Maha-wei-yan-bon-tha (Bagaya) Monastery

18世紀後半に創建された寺院だが、建物は1848年にバガン王によって再建後、1866年に焼失したままとなっていた。1993年に絵画資料をもとにこれを再現したのが現在の建物だが、木造ではなくRC造で、手摺周りの彫刻等もセメントで作られている。ここで見るべきものはその収蔵品で、寺院の再建を進めた僧侶が収集した各時代の仏像と、ペーザー（貝葉文書）をはじめとする古文書類が多数保管されている。建物の床上部に仏像を所狭しと安置し、床下部が一種の図書館となっている。通常一般に公開されているのは仏像群だけで、経典類は非公開だが研究者の用には供されている。経典類は木製のガラス戸棚に収められているが、空調の無いピロティ空間で保存環境としては決して良好とは言えず、虫害対策もナフタリンと年一度の虫干し程度とのことであった。また、歴史資料の記述内容を活字化する作業も一部しか行われていないようであった。

アマラプラ
Amarapura

ウッペイン橋
U Bein Bridge

マハーウェイヤンボンター（バガヤ）僧院
Maha-wei-yan-bon-tha (Bagaya) Monastery



図 91. ウッペイン橋西岸より見た全景



図 92. ウッペイン橋の橋脚部見上げ



図 93. マハーウェイヤンボンター（バガヤ）僧院外観



図 94. ペーザーとパラバイ（折り畳み写本）



図 95. マハーウェイヤンボンター（バガヤ）僧院の貝葉文書収蔵状況



図 96. マハーウェイヤンボンター（バガヤ）僧院の仏像展示室

3-5 | ヤンゴン Yangon

街のシンボリック的存在であるシュエダゴン・パゴダの創建は遅くとも10世紀代までは遡ると考えられているが、当地にまとまった集落が形成されたのは18世紀半ば以後である。第二次英緬戦争に勝利したイギリスが1852年にここを占領し、英領ビルマの中心地ラングーンとして近代的都市計画による本格的な都市建設を行った。1948年にビルマ連邦が独立するとラングーンはその首都となった。軍政下の1989年にヤンゴンと改称、2006年にはネピドーへの遷都によって首都の座を失ったが、現在もミャンマー最大の都市として経済的中心地であり続けている。現在の人口は市域全体で400万人を超えている。

<博物館の状況>

- 博物館の機能はいずれも遺物展示に終始しており、保存施設や、研究機能がほとんど備わっていないものと思われる。保存環境や安全対策面での不備も含め、展示方法や管理体制についても多くの問題が認められる。
- 中央館であるヤンゴンの国立博物館においても、職員数は定員を大きく割り込んでおり、保存および専門分野に関する技術や知識を有する人材は極めて限られている。ネピドーへの新国立博物館開設により、限られた人材資源がさらに分散することが懸念される。
- 博物館分野における専門研修については、単発的研修はあるものの、継続的な国際支援は及んでいない。

<図書館の状況>

- ヤンゴンの中央館とアマラプラの寺院内古文書収蔵庫を実見したのみだが、いずれも保存環境を制御できるような施設ではなく、特に貝葉経をはじめとする歴史資料の劣化や虫害が懸念される状況である。
- 情報のデジタル化については、ヤンゴン大学等において一部取り組まれているようだが、文化省傘下の公共図書館においては未着手の現状である。
- 人材に関する状況は博物館と同様で、ネピドーへの新中央館開設に伴って資料や人材の分散が生じることにより、今後さらに状況が悪化しかねない。



図 97. 旧市街中心部の俯瞰



図 98. スーレー・パゴダの夜景



図 99. 中心市街風景



図 100. 市街地北部の俯瞰

国立図書館 National Library

英植民地時代の1883年に創設された図書館を前身とし、文化省傘下の国立図書館としては1952年に設立された。市内を転々としたのち、2008年から現在の建物を使用しているがあくまで臨時で、今もなお蔵書は各所に散在している状態とのことである。ミャンマーに関する国内外の出版物や国内で出版された書籍の網羅的収集を行うとともに、地方図書館の統括や図書館関係の人材育成の機能も有している。現在の蔵書は約80万冊で、国内出版については1冊をここに寄託することが法律で義務付けられている。貴重資料としては、植民地時代にマンダレーから移された、棕櫚の葉に記したペーザー（貝葉文書）やパラバイ（折り畳み写本）のコレクションがあり、印刷物としての出版も行っているが、現物資料の保存対策や内容のデジタル化等は今後の課題となっている。貴重書室にも空調はなく、燻蒸処理の設備もないとのことである。職員の定員は60名だが、現在は35名にとどまっており、うち30名が図書館学を専攻した司書である。ネピドーには新国立図書館も建設中で、その完成後は中央館としての機能はヤンゴンからネピドーに移されることになっている。

国立博物館 National Museum

1952年に設立され、1996年に現在の敷地・建物に移転した。外国人の入館料は5ドルで、分野別、時代別に14の展示室がある。自然史や考古学、民俗・芸能、少数民族文化といった展示もあるが、中心を占めるのはビルマ族の工芸や仏教美術、歴代王朝の遺品で、特にマンダレー王宮からインドに持ち出されていたために戦災を免れ、その後返還された獅子玉座は藏品中の至宝とされている。

ここでも施設の規模に比べて展示品が少なく、閑散とした印象が拭えない。監視カメラといった防犯設備はあっても故障しており、貴金属類を収めた展示ケースは鉄格子の奥に置かれている。また、漏電火災を懼れて夜間は電源を切るため、空調も常時は稼働していない。今回は展示室以外の諸室は見学することができなかったため、収蔵庫や保存ラボ等の状況は不明である。なお、目下、首都ネピドーに新国立博物館が建設中で、その開館に向けてヤンゴンの国立博物館から収藏品とスタッフの一部がネピドーに移されるとのことである。



図 101. 国立図書館外観



図 102. 国立図書館の開架閲覧室



図 103. 国立図書館のペーザーの収蔵状況



図 104. 国立博物館外観



図 105. 旧マンダレー王宮の玉座



図 106. 国立博物館の展示室内観

植民地期建築群 Colonial Buildings

ヤンゴンには英植民地時代に建設された近代建築が多数現存しており、今日における集積は東南アジアの各都市のうちでも最大のものと思われる。その背景としては、英領ビルマの政治・経済中心都市として繁栄したことに加え、長く続いた軍政下での経済停滞によりインフラの更新が進まなかったことが大きい。公共建築、商業建築、宗教建築、ショップハウスや独立の邸宅から産業施設まで、その種別も豊富で、特にスーレー・パゴダ通りから東側のヤンゴン川に近い地域には大型の重厚なオフィスビルが建ち並んで壮観である。

ヤンゴン市では1996年に187棟の建物を歴史的建造物に指定し、民間のミャンマー・ヘリテージ・トラストとともにその保存に取り組んでいる。ストランドホテルのように、改修を経て活用される建物がある一方で、後世の改造も含めて荒廃が進んでいる例も散見される。特にネピドーへの首都移転に伴って機能を失った官庁施設が多数あり、その活用は大きな課題である。また、今後急速に経済活動が活発化していくことが確実視される中で、未指定の建物群が高層ビル等に置き換わっていく流れを食い止めることは事実上困難と思われる。ヤンゴンの植民地期建築群の保存については、オーストラリアが2012年より支援を開始し、保存コンサルタントの派遣等を行うことが既に両国間で合意されている。

リムチンツォン（カンボーザ）邸 Lim Chin Tsong (Kambawza) Palace

インヤー湖の南端近くに所在する広大な敷地内に建つ歴史的建造物で、貿易とゴムで財を成した華僑の邸宅として1919年に建設された。十字形平面をもつ2階建の洋風建築の中央上部に八角形の3層楼を頂くこの建物は、随所に中国風の意匠が散りばめられ、奇想建築というべき外観を呈している。第二次世界大戦後はホテル等に使われた時期もあったが、のちに文化省の庁舎となり、本省がネピドーに移転した現在も文化省が所有し、国立芸術学校の校舎として使用されている。



図 107. Pansodan St. の街並み



図 108. Pansodan St. の街並み



図 109. ヤンゴン中央駅



図 110. ホテルに転用された邸宅建築



図 111. リムチンツォン（カンボーザ）邸外観



図 112. リムチンツォン（カンボーザ）邸中央ホール内観

4. 考察

4-1. 現状と課題

今回の調査を通じて明らかになったミャンマーの文化遺産保護の現状と、そこから浮かび上がってきた課題について、以下考察する。冒頭にも述べたように、数々の制約の中でミャンマーの人々が文化遺産の保護のためにこれまで重ねてきた努力と使命感は十分に認められるべきであろう。その上で、今日の世界的スタンダードに照らして客観的評価を行うこととしたい。

保護制度の面においては、文化遺産保護法が存在し、関連する諸条約についても積極的に批准する姿勢を見せている。文化省が一元的に文化遺産保護行政を所管し、各地方にもその支局が設置されており、文化遺産の保護・管理に必要な枠組みの整備に向けた努力は重ねられてきたものと見受けられる。一方で、国内の人材育成は追いついておらず、一定の専門性をもった一部の人材に負担が集中している。今後増大すると思われる、海外からの知識供与の機会を効率的に利用しつつ、国内での人材育成が必要となってくると考えられる。短期間のワークショップだけでなく、大学での学科開設や海外への長期留学等、文化遺産保護に係る分野全般での底上げが課題であろう。

文化遺産保護の具体的状況に関しては、すでに前章で各文化遺産において個別に記述したため、ここでは改めて、課題分野別に現状を概括することとする。

文化遺産の保存状況を一言でいえば、有形文化遺産の種別（建造物、考古遺跡、考古遺物、美術工芸品、民俗資料、古文書等）を問わず、全般に劣化が進んでおり、保存と管理の両面について今後積極的に有効な措置を講じない限り、危機的な状況を脱することはできないといえる。

- 建造物：煉瓦造建造物では、地盤の問題は比較的少ないもののヴォールト構造のバランスが崩れて倒壊や外壁の傾斜につながるケースが多い。また、屋根面からの漏水は壁画の保存にとって大きな脅威となっている。棟数は少ないが砂岩造の外装は激しい劣化を生じている。一方、木造建造物では掘立柱の基部をはじめ、腐朽や虫害が著しい。特に外部の屋根周り等に施された繊細な彫刻の保存は困難な課題である。防災対策も一部の最重要物件にしか及んでいない状況である。
- 考古遺跡：発掘された遺構については今回は実見していないが、出土遺物を含めて露出展示を試みるケースが少なくないとのことであり、野外環境での遺構・遺物の劣化破損が懸念される。また、十分な根拠資料を欠いたまま王宮等の復元が各地で盛んに行われていることにも疑問を感じる。
- 美術工芸品：石造物や土器等は比較的保存環境を選ばないが、木工、金工、漆工といった品々は環境条件に対して脆弱である。保存処理を行う設備等もなく、電気の供給も不安定な中で博物館等の展示環境もコントロールされていないのが現状である。彫像が台座に固定されていない等、防犯や防災面でも問題が多い。
- 民俗資料：染織品をはじめとする有機質遺物は特に保存環境への十分な配慮を要するが、空調等のない空間に置かれて劣化の進んでいるケースが多くみられる。
- 古文書：ミャンマーで一般的なペーパー（貝葉文書）やパラバイ（折り畳み写本）はいずれも虫害にさらされており、材質劣化も進行していると思われる。記録内容のデジタル化も含めて、十分な保存策を講じる必要性が高い。

保存修復に関しては、充当される予算や海外からの支援も限られた中で、“ミャンマー方式”での自助努力が継続されてきたが、従来の修復作業等の多くは応急的かつ限定的なもので、保存上の根本的問題点を改善・解消するような性質のものではない。その一方で、バガン遺跡群等の仏教遺跡においては宗教的積徳行為として大胆な復元を伴う修復工事が数多く行われ、その中には文化遺産の価値を損なうような事例も少なからず見受けられる。ミャンマー側ではこのような過去の保存修復に対する海外からの評価を気にしており、最小限介入や可逆性の確保といった国際的保存修復原則に沿った方針への転換を模索し始めている。

観光・地域開発分野に関しては、昨今の国内政治体制の変化に伴って、特にバガン遺跡群において顕著にみられ

る通り、海外からの観光客が急激に増加しつつあり、現状の観光インフラでは既に受け入れが限界に達しつつある。ミャンマー側では、同遺跡群について、近い将来の世界遺産登録を視野に入れて、過去のユネスコ日本信託基金事業によるマスタープランの提案（西村プラン）を参照しつつ、基礎的なゾーニングプランを策定済みであるが、これに加えて遺跡の保存管理計画や周辺整備計画の策定といった作業を独自に検討している。また、観光客の増加に伴って、水資源の確保、水質の改善、廃棄物処理等が今後問題になると思われる。さらに、ニャウン・ウーおよびニューバガンにおける人口増加に伴う市街地環境の悪化や、農村集落部との所得格差の拡大等も中長期的には社会問題化する可能性がある。文化遺産に限らず、地域全体の均衡ある開発を視野に入れた計画づくりが求められる。

博物館分野に関しては、既存館の機能はいずれも遺物展示に終始しており、展示手法や保管環境においても問題が多い。今回の調査においては、保存作業に関する施設や収蔵庫等を実見することができなかったが、聞き取りによると十分な施設や機材、研究機能が備わっていないものと推察される。その一方で、日本を中心に海外で研修を受けたミャンマー人専門家による独自の研修コースの設定等、人材育成の努力は行われている。しかしながら、首都ネピドーに建設されている新国立博物館の開館により今後、限られた人材資源がさらに分散することが懸念される。なお、従来の博物館分野での専門研修はいずれも単発的であり、継続的な国際支援は及んでいない。図書館分野においても、博物館と概ね同様の状況とすることができる。

人材に関しては、専門的スキルや知識を有する専門家層が少ない。有形文化遺産保護行政は、文化省傘下の考古・国立博物館図書館局が一手に担っており、各地に置かれた支局を含めて一定数のスタッフを有しているが、特に保存修復等の専門分野に関する技術や経験知識を有する人材は極めて限られている。

設備に関しては、文化遺産保護に必要な機材設備は、いずれの組織においても極めて不十分である。設備に関する課題としては、財政上の問題だけでなく、電力供給もままならないインフラ状況も挙げられる。なお、今後、設備導入を伴う支援を検討する際は、現地の人材がこれを有効に活用できるよう、必ず技術移転とセットで行うべきである。

文化遺産保護分野での国際支援の状況に関しては、バガン遺跡群において、インド考古局によるアーナンダ保存修復協力事業が既に始動段階にあり、同遺跡群のマスタープランについてはオーストラリアが関心を示しているとのことである。なお、2012年2月の調査時点では中国がダマヤンジーの保存修復を支援することがほぼ内定していたが、その後の情報では中国による支援は白紙に戻ったとのことである。一方、ミャンマーが第一号として世界遺産登録を目指しているピュー時代の諸遺跡に関しては、ユネスコ文化遺産保存イタリア信託基金による支援がまずは1年間に限って始まっており、バガン遺跡群に関してもワークショップが行われるとのことである。さらに、ヤンゴンの植民地期歴史的建造物群に関しては、オーストラリアが支援を開始し、保存コンサルタントの派遣を中心とする技術支援が行われている。これ以外の有形文化遺産に関しては、他国からも視察等は盛んに行われているものの、具体的な支援の決定には至っていないのが現状である。

4-2. 今後の協力の可能性と日本の役割

上述のように、ミャンマーの文化遺産保護を取り巻く現状は厳しく、どのような切り口から検討しても非常に多くの困難な課題を背負っていると言わざるを得ない。現時点では技術的・手法的に不十分な箇所が沢山ある。このため、日本が培ってきた文化遺産保護のノウハウに対するミャンマー側からの期待は大きい。海外からの支援が及んでこなかった約20年の間、ミャンマーの専門家は文化遺産保護活動に非常に熱心に取り組んできた。また、ミャンマーの文化遺産担当者は総じて誇りが高く、自主独立心が旺盛である。技術協力および研修活動を実施する場合には対等の立場で向き合う必要があると考える。

以上のことに留意しながら、ミャンマー側からの要望、ミャンマーの文化遺産のおかれた現状、日本の得意とする分野の3点を考慮した結果として、今後日本が協力できる可能性のある分野として3つの案を提案したい。

①日本が得意とする保存修復技術分野における人材育成

汎用性の高い分野での技術移転を通じて、ミャンマー側が長期的かつ自主的に保存修復に取り組める体制作りへの寄与が望まれる。具体的には、バガン遺跡群にみられる壁画の保存技術やマンダレーのシュエナンドー僧院等に代表される木造建造物修理技術の移転等が日本の得意分野として考えられる。その際、どのようなテーマでの協力を行うにせよ、具体的なプロジェクト形成のためには、当該分野の専門家を中心とするミッションを改めて派遣し、より詳細な状況分析と専門的視点からの実施可能性の検討を行うことが不可欠である。また、バガン遺跡群に関しては、今後国際支援が集中する可能性があるため、ドナー間での調整が重要になると考えられる。

留意点として、研修事業の実施に関しては、慢性的なスタッフ不足に加えて各国からの支援プログラムの一環としての研修オファーが増加しつつある現状がある。長期的な海外での招聘研修は現場レベルでの人材不足に拍車をかける可能性があり、この観点からは邦人専門家の長期派遣を通じた現場での技術移転を軸に検討することがより適切と考えられる。

②文化遺産に配慮した観光客の受け入れのための環境整備支援

現状では、外国人観光客受け入れのためのサインや、トイレ、駐車場も含めた観光マネジメント施策が十分であるとは言い難い。そのため、サイン、トイレ、駐車場、インフォメーションセンター等の環境整備が支援の対象となりうる。しかしながら、世界遺産登録を前提とした場合、ミャンマー政府およびユネスコ、イコモス等国际機関、各支援国との調整が不可欠であり、全体の保有計画の方向性と、環境整備の方向性に齟齬が生じないようにしなければならない。

③観光および地域開発の視点からの支援

長期的視野に立つと、水資源の開発と水質の向上、廃棄物処理等のインフラ整備も検討すべきである。また、観光開発による利益を地域住民の貧困削減、生活環境向上等に結びつけるためには、観光産業における人材の育成、伝統工芸等の観光産業としての育成も支援の対象となりうる。

上記3分野における具体的な支援開始のためのステップを次のように提案したい。

①専門家間での情報共有

今後ミャンマーへの支援を行うための最初の一步として、日本国内の多くの関係者にミャンマー文化遺産の現状を伝えることが重要である。既にコンソーシアム内に設置された会議において報告を行ったほか、日本イコモスインフォメーション誌への投稿等も通じて国内専門家への情報提供を行っている。加えて、特に不動産文化遺産に関する保存計画の分野における効果的な事業展開のためには、文化遺産保護の専門家のみならず、経済協力の実施機関や開発分野の専門家との情報共有が不可欠である。

②招聘・派遣事業による人材育成

提案①に関係して、今後保存修復技術分野における人材育成等を行うため、ミャンマーからの専門家の招聘、および日本からの専門家の派遣事業を行う。まずは、具体的なプロジェクト形成のために、当該分野の専門家を中心とするミッションを改めて派遣し、より詳細な状況分析と専門的視点からの実施可能性の検討を行う必要がある。

③観光および地域開発支援と文化遺産保護の協調

提案②、③に関係し、バガン遺跡群を中心として、文化遺産保護と地域開発整備の両面において海外からの支援

が同時進行的に行われる可能性がある。そのため今後は、文化遺産保護が当該地域やミャンマー全土における開発支援や発展計画と無関係に検討されるべきではなく、さらには相乗的な事業効果をも視野に入れながら、包括的な支援策との協調に留意する必要がある。

4-3. 文化遺産国際協力コンソーシアムの役割

文化遺産国際協力コンソーシアムの活動は、文化遺産保護国際協力のための国内の連携・協力を目的としている。今回の調査事業に関しても、提案された協力内容を今後実現するために必要な国内での連携・協力を推進し、必要に応じて情報共有および専門家の紹介等を行う。特に、具体的な支援プランとして提案した「①専門家間での情報共有」および「③観光および地域開発支援と文化遺産保護の協調」に関してコンソーシアムが果たすべき役割は大きく、ミャンマーの文化遺産とこれに関連する諸分野での国際協力に係る事案や専門家の情報を収集し、必要に応じてコンソーシアム会員のみならず多くの関係者への情報提供や関係機関への情報照会を行っていきたい。本調査報告書も会員に向けて送付し、データ版はコンソーシアムのウェブサイト上で一般に向けて公開する予定である。

コンソーシアム内に設置している企画分科会や東南アジア分科会においては、既に本調査に関する報告を行ってきた。その後の情報共有の過程で、ミャンマーの文化遺産保護への具体的な協力内容について検討する体制作りとしてミャンマーワーキンググループの設置が提案され、承認された。今後は、同ワーキンググループの運営を通じて、引き続き委員および外務省、文化庁、国際協力機構、国際交流基金等の関係者に向けてミャンマーの文化遺産保護支援に関する情報のアップデートを行う。また、ミャンマー文化省と日本の専門機関、専門家との間での人的交流を促進するため、今後も情報収集および共有を図りたい。さらに必要に応じて、ミャンマー文化省との連絡協議も継続していく。

4-4. おわりに

ミャンマーにおける文化遺産保護の現況と当該分野での同国に対する国際協力の今後の展開について探るため、現地を訪問し、ミャンマー側が求める具体的な支援項目等について検討した。現地における調査では、代表的文化遺産であるバガン遺跡群やマンダレーの木造建造物、各地の博物館や図書館等を訪問し、担当者と面談しながら、情報収集や意見交換等を行った。

今回の調査を通じて、ミャンマーの有形文化遺産が保存上の危機に直面しており、人材や設備に関しても不足が著しいことが明らかになった。今後は保存修復技術分野における技術移転・人材育成、文化遺産に配慮した観光客受け入れのための環境整備、地域開発の視点からの包括的計画策定といった分野での支援が特に重要と考えられる。

時間的制約の中での調査ではあったが、ミャンマー文化省との良好な連携のもと、効率的に調査を行うことができた。同省には現地視察への担当者の同行やインタビューの設定等様々な便宜を図って頂いた。ここに改めて感謝申し上げたい。

現在のミャンマーは、政治的社会的に大きな転換期を迎え、急速な民政移管の動きと連動した外資流入による経済活性化、国際支援再開の奔流の中にある。短い滞在ながらも印象深かったのは、現地で文化遺産保護に携わる担当者たちの熱意であった。今回の調査で築くことができた彼らとの信頼関係を今後も継続しつつ、さらに関係諸機関と協議しながら、望ましい支援の内容とあり方を検討していきたい。近い将来に活発化するであろう、日本とミャンマーの間での文化遺産国際協力活動を通じて、両国間の友好と理解がさらに増進されることを信じてやまない。

APPENDIX

Appendix 1 インタビュー

ここでは、対談形式で行ったやり取りのみを記録する。その他、遺跡を巡りながらの説明や聞き取り等は各文化遺産の説明のうちに含めた。

1. 文化省考古・国立博物館図書館局長とのインタビュー

日時：2012年2月23日10時～11時30分

場所：文化省（ネピドー）

出席者：

ミャンマー側　　チョウ・ウ・ルイン考古・国立博物館図書館局長他数名

日本側　　　　　在ミャンマー日本大使館佐藤雅子文化担当官、調査員4名

石澤：　　ネピドーに新しく考古局を移されたが、全国にある文化遺産のネットワーク（インベントリー等）の現状について伺いたい。

局長：　　2009年にネピドーに文化省は移転したが、移転する前から文化遺産の所在する地方ごとに事務所を構え、それぞれに担当者を配置して保存管理を担当している。2009年の移転後は、ネピドーを本局とし、支局はヤンゴン、マンダレー、ミャウー、バガン等に置いて、本局より指導している。文化省では、文化遺産についての研究も行っている。様々に壊れたものをどのように直すかについても研究している。なお、太古の化石、石器時代から青銅器時代といった大昔のもので霊長類と関係がある場合は、特別なグループをつけて研究している。

霊長類に関してはフランスや日本からの援助を頂いて10年前から研究をしている。日本の場合は、京都大学霊長類研究所の高井（正成）先生と、10年前から一緒に研究をしている。ミャンマーの主要な仏教関係の遺跡であるバガンやマンダレー、タイエーケッターヤーについては、フランス、イタリア、インドの援助を頂いて目下研究している。中国の国家文物局からも援助を頂く話が進んでおり、バガン遺跡群の研究および保全を行うための援助がもう間もなく始まる予定である。これからも、ミャンマーの文化遺産に関しては、保存関係をはじめ、様々な援助を頂けるのであれば、どのような国・専門家でも、当方としては嬉しく受け入れるつもりである。政府関係の組織でも文化遺産国際協力コンソーシアムのような団体でも、どちらも歓迎する。

徹や湿度の関係で破壊された壁画があるので、バガン滞在の際には見て頂き、アドバイスを頂ければ嬉しく思う。ダマヤンジーというバガンで一番大きな寺院の場合は湿度の関係で徹が生えてきており、どのように直すかについて検討している。

バガンの遺跡群は煉瓦造が多いが、砂岩で出来た建物が3ヶ所ある。一つ目はシュエジーゴン、二つ目はマヌーハのすぐ隣のナンパヤー、三つ目はチャウクウーミンというところである。以上の3つのうちの一部は、崩れかけている状態である。日本は石に関しては専門的に色々研究されているので、アドバイスを頂きたい。バガンには他の寺院でも崩壊しそうなものがたくさんあり、今ミャンマーの技術者の組織や建築家の組織等からアドバイスを頂き、どのように保存するかを検討している。日本からも色々アドバイスを頂きたい。

石造は上記3ヶ所だけであるが、木造建物はバガンにもマンダレーにたくさんある。日本は昔から木で出来た建物の保存に関しては一番有名であるので、アドバイスを頂きたい。

インドに近いところにミャウーという遺跡があるが、ほとんどが砂岩で出来たものであるので、（今回は訪れないが次回にでも）アドバイスを頂ければ幸いである。

石澤：　　特にマンダレーの木造の建築には私たちも大変興味をもっており、歴史遺産としても重要な、世界でも珍しい僧院だと評価している。

原田：　　日本の外務省が考古局長と以前面談した際に、バガンの砂岩の建物3棟とマンダレーの木造建築は重要度が高いと（局長が）おっしゃったと聞いているので、今回訪れる予定である。具体的には、これが今回の私たちの訪問先リストである。（訪問先リストを手渡し）このリストの中で特に日本との協力

に関心をもっているもの、或いは私たちが行く予定がないが訪問を勧めたい場所があれば追加して頂きたい。

友田： たくさんあるので時間的に全部見ることは難しいと思うが、重点的に見た方がいいところを教えてください。

局長： 前述のチャウクーウーミンは元々上に屋根がないが、最近雨が多いため石や煉瓦が崩れ易くなっている。現在簡単な屋根を木材で作った。本来それは良くないとはわかっており、改善したい。日本の皆さんより、アドバイス頂ければありがたい。また、チャウクーウーミンの場合は、前回の地震を受けたために変形して膨らんだような形になっている。現在、石全体が崩れ易く、柔らかくなっている。

石澤： 一時的に雨を防ぐためには良い事ではないだろうか。

局長： ブレディーというバガンのほぼ真ん中にあるパゴダでは、大きな割れ目が生じている。応急的には鉄筋で、その後にカーボン等で緊結するようなことができれば補修する予定である。外壁の煉瓦が崩れているため、横から臨時的に鉄筋で押さえている。ピのボーボー・パゴダも割れ目が出ているが、建物本体だけでなく内部の壁画や漆喰の唐草模様等もこれ以上崩れないように今一時的に補修している。バガンには全部で2017ほどの建物が残っているが、そのうち486の寺院に壁画が残っている。そのような壁画や漆喰で出来た唐草等を保存する仕事は今のところ25ヶ所しか出来ておらず、あと400ヶ所以上が手つかずのまま残っている。

先ほど申したようにナンパーは外装が砂岩で出来ており、上部が柔らかくなっている。雨が多く降ると崩れ易くなり、また孕み出してくる。これも臨時的に木造の屋根を架けて横から柱で支えているが、保存修理を2012年から行う予定である。

煉瓦で出来た寺院にも、崩れそうなものがたくさんある。No. 229というパゴダは4階建の建物だったが、崩れそうになっている。修理や補修すべきところがまだ沢山残っている。

マンダレーの西側の対岸にあるミンゴン・パゴダは、もともとミャンマーで一番大きい、高さ300m以上の仏塔を作る予定であったが、途中で王様が亡くなったので未完成のままになっている。煉瓦でできた部分は崩れかけている。

菩提樹の木がパゴダを覆って崩れてしまうところも沢山ある。

友田： マンダレー周辺の木造建物の名前を挙げたリストがここにある。(訪問先リストを手渡し)この中で特に我々に見てもらいたいもの、あるいはこれ以外でも是非見てほしいものがあれば教えていただきたい。

局長： バガン滞在が一日では、サレーに行くのは(今回は)時間的に難しい。サレーにも支局があるため、(次回以降)時間があれば是非行って頂きたい。リストは概ね良いと思う。これからバガンやマンダレーを回られる際には、向こうの責任者も一緒に参加するよう準備する。色々と詳しく全部をご覧になれるようにこちらから連絡を入れておく。

友田： 今、木造の建造物で修理中の現場はあるか。

局長： マンダレー王宮の北東側に昔、第五回仏典結集を行う際に世界中から来た僧侶が宿泊する場所として建てた建物を今修理している。全部で33棟あったが、今は18棟しか残っていない。柱の根元が腐っているため、煉瓦やコンクリートで基礎を造っている。

友田： 今ネピドーに新しい博物館を作っておられると伺った。もう開館しているのか。

局長： 建設中で未完成であるが、4ヶ月後に完成する予定である。一般公開は2013年10月頃を予定している。

石澤： ヤンゴンの国立博物館の収蔵品が新博物館に移送されるのか。

局長： ヤンゴンの国立博物館の収蔵品はそのまま残す。新国立博物館のための収蔵品は、他から集められたものを展示する予定である。

友田： 新国立博物館は、考古関係の博物館と考えて良いか。

- 局長： 石器時代から現代までの展示を行う予定である。
- 石澤： 局長は考古学者でピュー時代の専門家と聞いているが、どこまで調査は進んでいるのか教えてほしい。
- 局長： 今も発掘中である。タイエーキッタヤーでは、中に遺骨が入った焼き物がまた 400 個以上見つかった。建物を作って、発掘したままの状態に保存している。
- 石澤： シュリクシェトラでは埃等の対策はどうしているのか。
- 局長： 埃の予防はまだ出来ていない。日本の平城宮跡のように出来れば一番良いと思う。
- 石澤： 私はカンボジアのアンコールワットの専門家です。そういったノウハウがあるので、遺跡の保存修復については色々アドバイスできると考えています。
- 局長： 非常に嬉しく思う。今後の支援についてご検討を宜しくお願ひしたい。なお、現在ダマヤンジーについては、中国（国家文物局）と協力して保存する計画が出来ており、来月に調査団が来る。アーナンダについては壁画のクリーニングも含めてインドと協力する計画で、近日中に始まる。
- 鈴木： 私の専門は都市計画である。今バガンで観光客が非常に増えていると思うが、実際の観光開発と遺跡保存との間で難しい問題は起こっているのか。
- 局長： 90 年代に東大の西村（幸夫）先生にマスタープランを作成頂いた。今後はそれを元にして、再度マスタープランを作るよう努力しているが、作成には時間がかかるため、今は緊急性の高い内容から着手しようとしている。昔はダマヤンジーの堀の中まで車で入れたが、車のエンジンの振動の問題があるので中に入れなかった。他にも、シュエサンドーでも塔の麓まで車をつけない、小さな店をきちんと建物を作ってきれいに並べる等、すぐに出来るものから今始めている。バガンは観光客の増加により建物も増加しているが、ホテル、レストラン、漆工房についてはこれ以上増やしてはいけない等、色々規制を出しているところである。
- 友田： 規制の内容については、何か文章になっているのか。
- 局長： 文化大臣が先月バガンを訪れ、マスタープランの策定をどのように始めるかという指示を出した。その文書の中に緊急事項や、今後の目標といった内容が含まれている。
- 友田： 規制に関してはミャンマー独自で行う方針であるのか。
- 局長： 外国の援助無しで自分たちだけで行っている。緊急を要する検討箇所は政府の考古部門と建築部門と技術部門が連携して行っている。その他の分野についてはご協力頂けるようであればありがたい。なお、他の部分については、ユネスコ、オーストラリア、イタリアからも援助頂く予定であるため、どのように一緒に行くかこれから検討する。
- 鈴木： イタリアからの支援は、ユネスコ信託基金と考えて良いか。具体的には、全体のマスタープランに関する作業についてか、それとも修復についての支援という事か。
- 局長： イタリアからの援助は建物関係で、石造の建物、煉瓦造の建物、木造の建物、それを保存する方法を教室の中でも教え、実際に現場に行き保存修理の方法等も教える。理論と実践の両面で行う。バガンとピューにおいても、イタリアより GIS システムに関する援助を受けている。ミャンマーにある建物を世界遺産に認められるような登録申請書や管理計画等、申請書も一緒に作って頂く予定である。ユネスコの支援で出来る管理計画は今後のマスタープランの一部になる予定である。先ほど申したように、一番目には GIS システムと登録申請書と管理計画、二番目は考古公園の中の分析センター設立、三番目は世界遺産として認定されるマスタープランの作成である。このマスタープランは 6 分野に分けて策定する予定である。第一には修理修復。第二は復元も含めた整備。今あるものを保存するだけでなく、そこにかつてあったものを復元する。復元する場合には道

等も整備する。道や店やトイレ等を雰囲気損なわないような場所を探して整備する。復元に関しては遺跡の雰囲気が失われないように、他の国と同じようなレベルになるようにしたいと考えている。バギーを利用して観光する等、大型車の振動がないよう検討している。日本の東大寺やタイのスコータイ等のように、公園として整備を行いたいと考えている。第三は記録。これからの記録としては、一つずつ寸法から形状まで詳細に記録したいと考えている。写真やビデオを撮って記録するとともに、詳しく状態観察をして保存の優先順位を評価できるような記録を残していきたい。第四は保存。他の国の基準等を学びたいと考えている。第五は研究。全く手をつけていない王宮跡が3ヶ所も残っており、これらも研究するべきと考えている。今現在チャンセッター王の王宮跡を発掘中で研究している。最後の第六は、世界遺産になるために、どのような形で保存するかについてである。世界的な保存の原則等を守りながら、全部が出来た段階で世界遺産に登録するつもりである。西村先生の指導の通り、バガンをゾーニングし、保存の方法や、やるべきこと等を、部分部分真似している。観光客が増えても遺跡が壊されないように、色々と考えている。そのようなことを順番に行っていかなければならないと、大臣にも報告している。

石澤： 今の6つの計画を行っていくための人材養成についてどのようにお考えか。

局長： 人材に関しては、先ほども触れた技術者の組織や建築家の組織とも、どのように養成するかを相談中である。また、技術大学の専門家との協力も目下色々相談中である。先ほど申し上げた保存や復元についてはそれぞれからアドバイスを受けるつもりである。建物や壁画の保存等についてのユネスコのワークショップが4月に始まる。そこでは、技術者たちとも連携しながら人材を育てていく予定である。

石澤： 「世界の基準に合わせて」と伺ったが、ミャンマーの専門家を海外に出して研修させるという計画はあるのか。

局長： 今インドと中国に派遣して勉強させている。日本からも技術を頂けるようであれば、日本にも研修生を派遣したい。

友田： 今、専門性をもったスタッフは全部で何名か。

局長： 構造技術者が約35名、保存科学関係が約20名、考古学に関しては修士や学士が100名以上いる。大体まとめて200名の組織である。

原田： その200名とは公務員として政府に属しているのか。

局長： 今の200名は文化省の人数で、先ほどの考古学や技術者の組織はまた別である。文化省のスタッフは約200名、全国なら約900名いる。900名とは、管理者や番人、指導者も全て含めての数である。

原田： 技術大学とは具体的にどの大学が名前を挙げられるのか。

局長： ヤンゴンの技術大学のことである。ミャンマーでは技術大学を別の省が所管しており、その下に27の大学が全国にある。その人たちの手も借りてやる予定である。

佐藤： 先ほどエンジニアや建築の専門家とおっしゃったのは文化省の中の専門家か。

局長： 文化省のスタッフではなく、別の組織の者である。先週バガンで協議を行い、バガンをはじめとする古代遺跡の保存や修復について別の省からも協力いただけることになった。他の省も遺跡の保存修復に興味をもっている。

通訳補足： 自分の省だけではもう出来ないということで、他のところから手を借りて、文化大臣の要請で皆が協力してくれるそうです。

佐藤： 今ネピドーで建設中の博物館について、確かフランスから支援があるという話を聞いたのだが、確認したい。

局長： そういう話はない。本当は2011年の12月に完成している予定だった。館内の展示室は18室もある。展示方法（についての支援）をフランス大使、イタリア大使訪問時にそれぞれ依頼したが返事はない。

東京国立博物館のような展示方法を教えて頂ければ嬉しい。

友田： 新博物館は自然史や民俗学等もテーマになるのか。

局長： ミャンマーの歴史の順番通りに、霊長類、石器時代、鉄器時代、青銅器時代、ピュー時代、バガン時代、ピンヤ、インワ、タウンゲーの15、16、17世紀の時代、マンダレーのコンバウン時代、ミャンマーの植民地時代と、独立直後の時代、軍事政権時代、ネピドーの時代と並べる予定である。他は、仏像等の宗教関係、文化関係、踊り等芸能関係、絵や木彫り等となる。日本からも博物館に関して、保管や展示のアイデア、保存修理等、それぞれの技術について教えて頂きたい。外国にミャンマー人を派遣して勉強させると一人二人しか習得できない。しかし、来ていただければミャンマー人スタッフがお手伝いしながら勉強できる、それを真似してまた自分でも色々できるということで、人材を増やすためにそういう形での協力をお願いしたい。

石澤： 最後に一つ地震について伺いたい。以前の地震時に日本政府が一つの寺に鉄骨を入れて直した記録がある。

局長： 1975年に震度7.5の地震があって崩壊が多くあった。その鉄骨の技術は日本の技術と記憶している。



写真1. 局長とのインタビュー



写真2. 局長との記念写真

2. 文化省歴史研究局長とのインタビュー

日時：2012年2月23日12時～12時30分

場所：文化省（ネピドー）

出席者：

ミャンマー側 ナンダ・ムン歴史研究局長他数名

日本側 在ミャンマー日本大使館佐藤雅子文化担当官、調査員4名

原田： 歴史研究局の成り立ちについてお聞かせいただきたい。

局長： 人類学、文化、伝統、言語等について研究していた Department of Cultural Institute が前身であるが、その後考古局や国立博物館、国立図書館と一緒に現在の文化省の中に入った。

原田： 歴史研究局の活動についてお聞かせいただきたい。

局長： つい最近の2月13日～15日まで国際会議を開き、英国、ドイツ、アメリカ、フランス、日本等から約30名の参加者があった。シンガポール ICIS からの支援により会議を開くことができた。2013年には別の会議を開けるようにしたい。これは釜山大学とのMOUによる。

原田： 今後の計画や希望についてお聞かせいただきたい。

局長： 民族音楽についても研究を進め、インベントリーを作成したい。国外へ流出する少数民族の文化や言語も研究したいが、現地の言語ができるスタッフが少ないのが課題である。ユネスコ無形遺産条約をまだ批准していないが、その準備を進めている。ミャンマーの無形遺産については、少数民族をめぐって、民族の伝統の消失、コミュニケーション、交通等、多岐の障害があるが、現在、伝統的な打楽器や弦楽器を優先的に考えている。

1997年に訪日したことがあり、日本とASEAN諸国の研究について触れることができた。日本の進んだ経験、特にデジタル化に関しては考古学に適用できると思う。また、2011年東日本大震災についても、他のどの国も日本のように立ち直ることはできなかったと思う。是非その経験をカンファレンス等で共有してほしい。

さらに、今後の協力については、文化省挙げての協力となるよう、各部署とも協力が進むよう期待している。



写真3. 局長との記念写真

3. 文化省マンダレー考古支局長とのインタビュー

日時：2012年2月25日10時30分～12時

場所：マンダレーの滞在先ホテル（週末のためオフィス閉館）

出席者：

ミャンマー側 リ・ミン・ザ マンダレー考古支局長、ダウ・ルウィン・マ・オー マンダレー考古支局副支局長
日本側 調査員4名

石澤： 現在マンダレーでどのような活動をしているかについてお話し頂きたい。今日はマンダレー市内を視察させて頂く予定である。

支局長： ミャンマーの文化遺産に対して協力頂けるかもしれないということで、お話ができるだけでも感謝する。自分は JICA の援助により大阪の JICA センターでの木材に関する研修に参加した。また、副支局長は 2005 年に ACCU 奈良の日本での研修に参加した。日本の文化遺産を保存する方法は素晴らしく、うらやましく思うが、ミャンマーに帰国後、（ミャンマーでは）予算、設備が揃っていないので、（日本を）懂れていても出来ないことがある。今回もし一緒にミャンマーの文化遺産について協力出来るならば、勉強にもなり良いと思う。

友田： 我々の方で木造僧院だけを今回リストアップしたが、博物館も見せて頂きたい。またそれ以外に考古関係も含めて保存関係で現在何か問題になっていることがあればお話ししたい。

支局長： マンダレー管区のバガンを除く文化遺産については自分が責任者である。マンダレー管区にはバガンも入るが、バガンは特別区としてバガンのみの担当者がいる。バガン以外の地域に対する文化省のスタッフは全体で 138 名、実際に動いている技術者（エンジニアや考古学者等の専門家）は 10 名いる。バガン以外のマンダレー管区の文化遺産には、木造と煉瓦造のものがある。煉瓦造のものは、パゴダや王宮周りの堀である。木造としては主に僧院がある。それ以外には、2000 年前の石器時代や青銅器時代の発掘・研究中の遺跡がある。そういった場所では昔の墓地を発掘し、昔の人々の生活や習慣を研究している。また、木材関係では、ウッペン橋が観光地になっている。1858 年に王宮を移動した際、残った木材を利用し、1,000 本以上の柱を用いて作った 1.2km の橋なので、これも見て頂きたいと思う。橋は 1858 年に建設されたが、木材自体は 200 年前のものである。橋のような構造物も文化遺産として政府が認めている。また、壁画も一部残っているところがある。パゴダの中に壁画があるが、バガンと比べれば少なく、時代的に少し遅れるものである。石に関しては、ミャンマーで第五回の仏典結集を行った時、世界中からお坊さん達が集結したが、その時石版が 769 枚がある。それも今回ご覧頂きたい。

博物館はマンダレーおよびその近郊に 4 ヶ所ある。マンダレーにある博物館の 1 ヶ所目は王宮の博物館で、昔の王室の生活の様子がわかるように、その時代の馬車や服装等の展示がある。2 ヶ所目は、市内の西側にあるマンダレー関係の博物館である。ここは様々なミャンマーの文化関係を中心とする博物館で、例えば 2000 年前の銅製品の展示がある。また、図書館も付属している。3 ヶ所目は、（アマプラの）バガヤにあり、昔の経典やペーザー、仏像が展示されている。4 ヶ所目は、インワの博物館で、インワからの出土品や仏像や壁画が展示されている。なお、インワには、煉瓦造の要塞が 2 ヶ所ある。

煉瓦造のものは、煉瓦と煉瓦の隙間に粘土を入れるが、雨や洪水が多いため、壊れる場合がある。また、隙間より植物が生えて壊れることも多い。さらに、湿気のために壊れた場合もある。

木造建物の場合、昔は土の中に木材をそのまま入れて作る掘立式のため、柱の下が腐るとそこから傾いたりする。建物の屋根は、今はトタンだが、昔は木材の板で屋根を葺いていた。

友田： 木造建物への防火設備は何かあるか。

支局長： 今日ご覧いただくシュエナンドー僧院では、防災管理をしている。火災報知器を付けている他、井戸を掘りポンプを用意し、消火器も用意している。更に、地域の消防署と一緒に火災訓練も行っている。100 パーセントではないが、出来る範囲で対策をしている。木造建物の場合、シロアリ等の虫害はないが、雨や洪水等による湿気で腐ることが一番多い。

- 友田： 博物館に木で出来た遺物があると思うが、それらはどうしているのか。
- 副支局長： 保存対策は特に行っていないが、防虫剤を置いたりしている。また、煉瓦造は保存方法が特に無く、石灰を塗るといった程度しか出来ない。木造は、腐った掘立柱の下部を切断し、下に煉瓦とコンクリートの基礎を設けることで、それ以上は腐らないようにしている。また屋根や外壁にはミャンマーの重油（タール）を塗る。重油でも長持ちせず雨漏りする場合には、トタンに変える。トタンには錆止めを塗っている。ミャンマー式で、予算の範囲で出来るだけのことを行っている。皆様に一緒にご覧頂いて、アドバイスを頂ければと思う。
- 鈴木： 観光関係について伺いたい。実際にマンダレーを訪れる外国人観光客とミャンマー人観光客はどのくらいいるのか。
- 支局長： 2月は観光シーズンである。マンダレーでは11月～2月には、多い日は一日に約500名の外国人が訪問する。3月には、学校が休みになるためミャンマー人観光客が増える。
- 鈴木： 観光と文化遺産の保存の間に様々な問題が生じていると思うが、何かあるか。
- 支局長： こちらはバガンと違い、煉瓦造や木造が多いため、特に問題はない。しかし、観光客が増えたことによる車の渋滞が一番問題である。インワでは船で渡るために船の数を増やす必要がある。また、車では行けない場所は馬車で観光するため、馬車が更に必要となる。馬車が走ると観光客との事故が起きやすいため、馬車の駐車場を決める必要があり、馬車用の道路を整備する必要がある。現在インワではその整備を行っている最中である。ミャンマーでは、インワ等の地方では政府よりも僧侶が力をもっているため、管理について僧侶、市役所、我々の事務所の間で打ち合わせをする必要がある。今インワで行っている対策は、まず文化遺産を壊したり墨で落書きしたりしない様に、人を派遣して監視している。次に、外国人観光客が安心して観光できるように努めている。三つ目としては、外国人観光客のための売店等を整備する。現在は、子供達が馬車の後ろを走ってついていき商品を販売しているが、そういう形ではなく、事故が発生せず、お客さんが気持ち良く旅行できるように、きちんとした店で販売するようにする。そのために、僧侶や市役所、文化遺産関係者等様々な人と協力を行っている。
- 友田： 入場料のようなものはあるか。
- 支局長： 拝観料はインワとマンダレーを含めて10ドルである。インワではチェックポイントが2ヶ所あり、マンダレーでは3ヶ所ある。一回払ったら、5日間有効である。収入は全て政府が徴収する。仏像等には寄付をする人が多いが、前述した橋等にはあまり寄付が無い。
- 友田： ミャンマーの文化遺産保護の法律の中では、個人の住宅等も文化遺産の対象になるのか。
- 支局長： ミャンマーの法律では、文化遺産、僧院、政府の建物等については管理等色々な対策出来るが、個人所有物には、「これを壊さないでください」等と言うことしか出来ない。ミャンマーでは、100年前のものを文化遺産として決めている。
- 友田： 個人が持っているものに対する、修理の補助金等の制度は無いのか。
- 支局長： 今のところ無い。これからそれができるように、政府として法律等を作ろうとしている。日本はそういった分野に強いので、それを参考にしたい。ミャンマーの場合、僧侶が力をもっており、例えば文化遺産に金箔を貼りたい、ということがある。本当は民家についても我々のスタッフを派遣して教えないといけないが、スタッフが少なく、予算も無いため、困ることもある。
- 原田： ミャンマーでは考古局の各支部があるが、管区や市には文化遺産担当の部署はないのか。
- 支局長： 考古局の支部はどこの町にもあるということではなく、遺跡があるところに事務所があり、そこに責任者が置かれている。遺跡の無いところには無い。

- 原田： 文化遺産のあるところには、観光省も同じように支部を持っているのか。
- 支局長： 観光に関してはマンダレー管区の観光局しかない。中央直轄ではなくて、マンダレー管区の中に観光局がある。マンダレー市の観光局はなく、管区レベルである。
- 支局長： マスタープランに関してはエンジニアおよび考古学者の組織と当方で協力し、マンダレーとインワの文化遺産に関するマスタープランを作成する必要がある。そのマスタープランについても、もしよろしければアドバイスを頂きたい。大臣はバガンを優先的にやると言っているので、それに倣って作成する予定である。植栽、ライトアップ、道路の関係等を真似てマンダレーのマスタープランも作成しなければいけないと思う。
インフラについても、例えばきちんとした道を作り、バギーで観光客が一周できるようなことをしたい。夜ならばライトアップすること等も考えたい。今は軍がいるので通れない。インワでも、馬車の代わりにきちんとした道路を作り、綺麗な車で一周回って説明したいが、そこまでは中々力が無い。今までやってきたことはミャンマー式での保存であり、世界標準とはだいぶ離れていると思う。本当は世界的な標準での保存方法等を勉強したいが、予算が十分ではない。
- 石澤： ホテルは観光客のために十分あるか。
- 支局長： マンダレーには十分な数はない。インワには宿泊場所が無い。マンダレーには外国人観光客用の外国資本のホテルは2軒しかない。今一日500人位の滞在でも、ホテルが一杯になっている。文化遺産に関しては、いろいろ援助が必要であるが、法律的には局長から大臣に申請して、大臣が了承する必要があり、局長が直接支援は受けられない。
- 友田： 今マンダレー管区で外国からの支援はあるか。
- 支局長： 外国からの支援は無い。バガンには色々な外国からの支援が入ってきているが、マンダレーにはまだ無い。
- 友田： マンダレーにも植民地期の建物というのがあると思うが、それらの保存や調査の動きはあるのか。
- 支局長： 植民地期の建物は3つしかない。3つのうち1つは当局で所有しているが、他2つは政府所有である。マンダレーから2時間位の所にピンウールインという避暑地があるが、そこではホテルや政府のものになっている。



写真4. 支局長とのインタビュー



写真5. 支局長とのインワ考古博物館での調査

4. 国立図書館長とのインタビュー

日時：2012年2月27日13時30分～14時

場所：国立図書館

出席者：

ミャンマー側 ミヤ・オー国立図書館長他副館長等

日本側 調査員4名

館長： 国立図書館は、ミャンマーの独立後、政府の所属となり、1952年からは文化省の所管となった。その後、国の図書館として政府の一機関になった。1964年からは国立図書館として認められた。最初の国立図書館は、現在、軍の博物館がある場所で開設された。その後、色々な場所に移動した後、東部地域に新しい建物を建設していたが、工事中に台風の被害に遭い、現在の場所に2008年に移転した。国立図書館は、文化省の下にある様々な分野の組織の中の一つの局として位置付けられている。文化省管下の地方図書館がたくさんあり、それをコントロールする立場である。図書館は州ごとに7館ある他、8管区の内には2館がマンダレーとエーヤワディー管区にある。それにピーの図書館を加え、全部で10館ある。

以前は図書館関係の教育がヤンゴン大学の下で一課程として教えられていたが、大臣の指導で2010年から20名ほどの図書館学のディプロマを当館で教えるようになった。1年間に20名限定で、2012年は2年目である。

ミャンマーには図書館が沢山あるが、それらのトップとして国立図書館長が図書館組織の事務総長という役割も担っている。

10館ある図書館に対して、上部から必要と指定された本等を各館に手配して配る他、図書館教育に関して指導を行っている。

国立図書館はネピドーに現在建設しているところである。2010年に完成の予定であったが、まだ完成していない。完成後は、当館の蔵書の半分を新図書館に送る予定である。

友田： ネピドーの図書館が出来た時に、全体の監督機能はネピドーに移るのか、それともこちらの図書館はこちらで監督するのか。

館長： 職員も半分に分ける。ネピドーの図書館のためにあらかじめ任命された職員達もが現在当館と一緒に研修している。

友田： どちらかが上部組織になるという事か。

館長： ネピドーが本部になる。

石澤： 私はビルマの皆様を大変尊敬しており、ビルマの歴史には大変素晴らしいものがあり、独自性がある。特に『マンナン・ヤザウイン』や『ダンマタ』等を勉強している。そういった古い文書はどのように保存しているのか。

館長： ミャンマーの古い歴史文書の大半は、マンダレー時代のコンバウン朝期からのペーザーやパラバイ等である。英国の植民地時代に、マンダレーからヤンゴンにそれらの歴史文書を全部移動した。全部で6,000種類以上もあり、ペーザーやパラバイにも、地図や絵が入っているものや、文字だけのものと、様々な形のものがある。それらは現在、全部当館に保管してある。

石澤： それら歴史文書のデジタル化は行っているか。

館長： 当館ではデジタルカメラでの記録等はまだ行っていないが、これから行う予定である。1988年に軍事政権になる以前にマイクロフィルムで撮影したものもあるが、それらは現在当館にはなく、国が保管している。その一部については印刷して保管する準備をしている。

石澤： 国立図書館として国内の地図を収集されていると思うが詳細を教えてください。

- 館長： 地図に関しては、英国時代に作られた地図しか残っていない。今までの戦争や政変で失ったり、腐ったりして、古いものは一部しかない。
- 原田： 保存をしている所やコレクションを本日見せて頂きたい。
- 館長： はい。
- 友田： 修理のためのラボラトリーは持っているのか。どこの図書館でも今は紙の劣化が問題になっているが、それに対しこちらで対応出来るような設備や人材はあるのか。
- 館長： 保存をする方法が無く、ティッシュで保護する又はこれ以上破れない様にする位しかできない。
- 原田： コレクションを見せて頂きながら、そこで課題等を伺えればと思うが、宜しいか。
- 館長： これから色々とお覧頂きながら、ペーザーやパラバイ、あるいは書籍の保管や劣化予防の方法等、そういった技術があれば、研修でも口頭でも教えて頂ければ有り難い。



写真6. 館長とのインタビュー

5. 国立博物館長とのインタビュー

日時：2012年2月27日14時30分～15時

場所：国立博物館

出席者：

ミャンマー側 タ・ウィン国立博物館館長、ミー・ミー・テツ・ヌウ副館長等

日本側 調査員4名

友田： まず、こちらの博物館の概要をお伺いしたい。全国に沢山博物館があると思うが、その中での位置付けや機能、スタッフ数、セクションの構成等の全体像をまず教えて頂きたい。

館長： 最初に、ミャンマーの文化遺産をどのように保存しているかという話からご説明する。まずは法律によって保証する。法律の名称は、"The Protection and Preservation of Cultural Heritage Regions Law"である。この法律は1998年に施行され、まず保存する場所を規定している。第一には法律面、第二には技術の面で保証する。工学技術で保存するということは、バガンのような遺跡群であれば今以上に崩れないようにするための色々な整備の関係について、工学的な技術によって保証する、ということである。第三には化学によって保存する。例えばバガンの壁画や、博物館の金属製品を、化学的に色々な処置をし、長く残せるようにする。

次に、収集方法について話をする。発掘を行い、出土品の中に仏像等の石造物や昔の王様が使った遺物等が見つければ、優先的に当館に收藏する。ミャンマーは一時的に英国の支配下にあったが、英国が戦利品として持ち去った物のうち、1948年の独立後に政府間で話し合い、返還された物がここに展示してある。様々な仏具や昔の物等、ミャンマーが植民地だった時代に一般市民の手に渡ったもので後に国に寄付されたものも、当館にある。

展示、研究、保管については、担当者が博物館の中を見て回りながらご説明する。

副館長： 当館は1996年9月18日に開館した。展示室は全部で15室ある。建物は5階建てで、延べ面積は、3.844haである。

友田： この博物館はどういったセクションで構成されているのか。

他スタッフ： 当館の職員の定員は60名と決められているが、現在は42人で、残りの18名は欠員となっている。館長、副館長、その下にさらに2名おり、博物館部門と事務部門をそれぞれ担当している。博物館部門の下部のセクションは、収集展示、保管、図書館および研究、人材関係の4つである。

友田： 博物館学の専門家について教えていただきたい。

副館長： 2002年から博物館学のディプロマという研修が始まった。文化省所管の大学があり、その下で博物館学を1年間研修している。10年間研修しており、今回が10回目である。文化省所管の大学を卒業した人達をまず優先的に受け入れ、その後他大学を卒業した人と文化省以外の管轄の大学を卒業した人達を受け入れて教えている。この1年間の研修を終えた場合は修了式を行い、修了証も授与している。

友田： 42名の中でディプロマを持っている、あるいはそれ以上の人は何人いるのか。

副館長： 上位の管理職も含めて15名である。

館長： ネピドーに新しく博物館ができるため、そちらにも人材を送る必要がある。

友田： 海外でこのような研修を受けられた方がいるか。

副館長： 私は日本で8ヶ月間勉強した。

他スタッフ： タイのワークショップで勉強した事がある。インドネシアや韓国で管理について研究した事務員もい

る。3ヶ月間や半年間の研修を受けてこちらの館に任命された後も、文化省と兼務で働いたりしている者もいる。

友田： こちらの博物館に対して、トレーニング以外の海外からの援助は、過去および今後の計画も含めて、何かあるか。

他スタッフ： 当館にて展示方法についての技術協力と、その後の修了証を授与といったことがある。また、アメリカによるワークショップのようなものの開催もあった。こちらからミャンマーの仏像を4カ月間中国に持って行って展示したこともあった。

友田： 日本との間でもそういった実績はあるか。

副館長： 日本大使館経由での日本とミャンマーの交流ということで、3回こちらで展示会を行ったことがある。パキスタン、中国およびインドネシアとも交流を行った。

原田： 先ほどの補足だが、ネピドーの博物館が出来たら当館はどうなるのか。館長等の体制や、どちらも国立博物館になるのか、展示品はどうするのか等（について教えて頂きたい）。

館長： ネピドーの博物館もヤンゴンと同じ形ということで、既に承認された。展示品に関しても、当館はそのままで、新館にはレプリカを作るということで既にレプリカ製作を注文している。その他にミャンマー各地から集めた本物も沢山あるため、ネピドーの博物館でも本物も含めて展示する予定である。

原田： 館長は異動せずそのままこちらにいて、国に2つ国立博物館ができると（いうことになるのか）。

館長： 2つになる。ネピドーの博物館に赴任するかどうかは、公務員であるため政府の命令に依る。

友田： 先ほどの法律は文化遺産全般の法律であるが、博物館だけの法律というのは特にないのか？

館長： 国立博物館法も作っているところである。既に大臣に提出しているが、許可はまだ下りていない。



写真7. 館長とのインタビュー



写真8. 考古局長、館長との記念写真

APPENDIX 2. 文化遺産保護に関する法律

ここでは、文化省より入手した "The Antiquities Act" および "The Protection and Preservation of Cultural Heritage Regions Law" の英文を参考までに掲載する。なお、ミャンマーの文化遺産保護に関する法律の原文とその日本語訳は独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所文化遺産国際協力センターが「各国の文化財保護法令シリーズ [16] ミャンマー 平成 25 年 3 月発行」としてまとめている。

PARLIAMENT OF THE UNION OF BURMA
CHAMBER OF NATIONALITIES.
BILL.
THE ANTIQUITIES ACT, 1957
[ACT No. OF 1957.]

It is hereby enacted as follows:-

1.(1) This Act shall be called the Antiquities Act, 1957.

Title and commencement.

(2) In this Act, unless there is anything repugnant to the subject or context-

- (i) "antiquity" means any object of archaeological interest and includes any land on or in which any such object exists or is believed to exist;
- (ii) "object of archaeological interest" includes--
 - (a) any fossil remains of man or of animal;
 - (b) any site, trace of ruin of an ancient den, habitation or working place, midden or sacred place;
 - (c) any cave or other natural shelter;
 - (d) any ancient structure, erection, causeway, bridge, cairn, shrine, grave tumulus, place of interment, excavation, well, water tank, artificial pool, monolith, group of stones, earth work, gateway, moat or fortification and any remains thereof;
 - (e) any object or implement believed to have been used by early man or animal;
 - (f) any engraving, drawing, painting or inscription which is of ethnological or historical interest;
 - (g) any sculpture, carving, coin, amulet, epigraph, manuscript or any other article, object or thing of metal, stone, clay, wood, textile, leather, basket-ware or other material which is illustrative of life in former times;
 - (h) any other article, object or thing, declared by the President by notification to be an antiquity for the purpose of this act;
- (iii) "scheduled monument" means any antiquity declared to be scheduled monument under section 11;
- (iv) "maintain" and "maintenance" include the fencing, covering in, repairing, restoring or cleansing of a scheduled monument and the doing of any act which may be necessary for the purpose of maintaining a scheduled monument or of securing convenient access thereto;
- (v) "owner" includes a joint owner invested with powers of management on behalf of himself and other joint owners, and any manager, or trustee exercising powers of management over an antiquity, and the successor on title of any such owner and the successor in office of any such manager or trustee;
- (vi) "prescribed" means prescribed by rules made under this Act;
- (vii) "the President" means the President of the Union of Burma;
- (viii) "the Director" means the Director of the Burma Archaeological Survey.

ANTIQUITIES

- | | |
|---|--|
| Powers of the President to control movement of antiquities | 3.(1) If the President considers that any antiquity ought not to be moved from the place where it is without his sanction, he may, by notification, direct that such antiquity or any class of such antiquities shall not be moved except with the permission of such authority as may be prescribed. If such authority refuses to grant such permission, the applicant may appeal to the President. |
| (2) A person applying for the permission mentioned in sub-section (1) shall specify the antiquity or antiquities which he proposes to move, and shall furnish, in regard to such antiquity or antiquities any information which such authority may require. | |
| (3) Whoever moves any antiquity in contravention of a notification issued under sub-section (1) shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding three months or with fine which may extend to one thousand kyats or with both. | |
| (4) If the owner of any property proves to the satisfaction of the President that he has, suffered any loss or damage by reason of the inclusion of such property in a notification issued under sub-section (1), the President shall either- | |
| (a) exempt such property from the said notification; or | |
| (b) purchase such property at its market value; or | |
| (c) pay compensation for any loss or damage sustained by the owner of such property. | |
| Protection of antiquities | 4. The Director may, if he considers that any antiquity is in need of protection or preservation and ought in the public interest to be protected or preserved,- <ul style="list-style-type: none"> (a) carry out measures, with the approval of the President, for the inspection and preservation of any antiquity including the removal, with the consent of the owner, of any antiquity for the purpose of repair and safe custody; (b) assume guardianship of and maintain any antiquity, where such antiquity is without an owner. |
| Acquisition of antiquities | 5. The President may- <ul style="list-style-type: none"> (a) accept any gift, loan, devise or bequest of any antiquity if he thinks it expedient to do so; (b) assume voluntary contributions towards the cost of the maintenance of any antiquity of which he is in possession or control, or towards the purchase of any antiquity, and may manage and apply funds so received. |

- Compulsory purchase of antiquities 6.(1) If the President apprehends that any antiquity is in danger of being destroyed, removed, injured or allowed to fall into decay, he may pass orders for the compulsory purchase of such antiquity at its market value, and the Director shall thereupon give notice to the owner of the antiquity to be purchased.
- (2) The power of compulsory purchase conferred by this section shall not extend to-
 (a) any antiquity actually used for the purpose of any religious observance;
 (b) anything which the owner desires to retain on any reasonable ground personal to himself or to any of his ancestors or to any member of his family.
- Prohibition of export of antiquities 7. (1) No person shall export an antiquity without a permit issued by the President.
 (2) An application for a permit under this section shall be made in such manner as may be prescribed.
- (3) Before issuing a permit under this section in respect of an antiquity the President may cause the antiquity to be inspected and to be sealed.
- (4) If any question arises whether any article, object of thing is or is not an antiquity for the purposes of this section, it shall be referred to the Director, and his decision thereon shall be final.
- (5) Whoever exports or attempts to export an antiquity in contravention of sub-section (1), shall, without prejudice to any other law for the time being in force, be punishable with imprisonment for a term not exceeding six months, or with fine which may extend to five thousand kyats or with both.
- (6) Any antiquity in respect of which an offence referred to in sub-section (5) has been committed shall be liable to confiscation.
- (7) An officer of Customs, or an officer of Police of a grade not lower than sub-inspector, duly empowered by the President in this behalf, may search any means of conveyance by land, water or air, and may open any baggage or package of goods, if he has reason to believe that goods in respect of which an offence has been committed under sub-section(5) are contained therein.
- (8) A person who complains that the power of search mentioned in sub-section (7) has been vexatiously or improperly exercised may address his complaint to the President and the President shall pass such order and may award such compensation, if may, as appears to him to be just.

EXCAVATION

- Restrictions of excavation 8. (1) No person other than the Director or any person authorized in writing by him, shall by means of excavation or similar operations search for any antiquity without a permit issued by the President.
- (2) With the permission of the President the Director may by himself or by any other person authorized in writing by him-
 (a) carry out excavation for the purpose of discovering antiquities in any area;
 (b) enter upon any land where archaeological or other operations are being carried out and inspect the same.
- (3) Where, in the exercise of the power conferred by sub-section(2), the rights of any person are infringed by the occupation or disturbance of the surface of any land, the President shall pay to that person compensation for the infringement.
- (4) The President shall, before issuing a permit under this section, satisfy himself that the applicant is competent by training and experience to carry out the operations for which the permit is required, and may, in his discretion, require to be satisfied that the applicant has the financial or other support of an archaeological or scientific society or institution of good repute.
- (5) The president may make rules-
 (a) regulating the conditions on which such permit may be granted, the form of such permit and the taking of security from the person to whom the permit is issued;
 (b) prescribing the manner in which antiquities found by the holder of a permit shall be disposed of; and
 (c) generally to carry out the purposes of this section.
- (6) A permit issued under this section -
 (a) may at any time be revoked by the President without any reason being assigned;
 (b) shall not of itself confer any right to enter upon any land without the consent of the person entitled to grant such consents.
- (7) Not with standing the issue of a permit under this section, the person to whom the permit was issued and all persons engaged in any excavation or other operations to which the permit relates shall, if so required by any person duly authorized in writing by the President suspend such operations until notified by the President that they may be resumed.
- (8) Whoever contravenes the provisions of sub-section(1), or sub section(7) or fails to comply with any condition subject to which he has been granted a permit under this section shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding six months, or with fine which may extend to five thousand kyats or with both ;
 Provided that no prosecution under this sub-section shall be instituted without the sanction of the Director.
- Power to acquire land 9. If the President is of opinion that any land contains any antiquity of national interest, he may acquire such land, or any part thereof, under the Land Acquisition Act, as for a public purpose.
- Discovery of objects of archaeological interest 10.(1) Any person who discovers an object of archaeological interest in the course of operations permitted under the provisions of section(8) shall without undue delay give notice thereof to the President.
- (2) Any person who discovers an object of archaeological interest otherwise than in the course of operations mentioned in sub-section (1) shall without undue delay give notice thereof together with particulars of the place and the circumstances of the discovery to such person as may be prescribed, and shall, if so required by any person duly authorized in writing by the President, suspend such operations until notified by the President that they may be resumed.
- (3) Whoever knowingly fails to comply with any of the provisions of this section shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding six months, or with may extend to five thousand kyats or with both.

SCHEDULED MONUMENTS

- Scheduled monuments 11.(1) The Director may, if he considers that an antiquity is in need of protection or preservation and ought in the public interest to be protected or preserved, submit to the President an application to declare it as a scheduled monument.
- (2) On application being made by the Director, the President may, by notification, declare such antiquity to be a scheduled monument.
- (3) A copy of every notification published under sub-section(2) shall be posted in a conspicuous place on or near the scheduled monument, together with an intimation that any objection to the issue of the notification received by the President within one month from the date when it is so posted will be taken into consideration.
- (4) On the expiry of the said period of one month, the President, after considering the objections, if any, shall confirm or rescind the notification.
- (5) Notwithstanding the provisions of this section all ancient monuments protected and maintained by the Director in accordance with the Ancient Monuments Preservation Act, shall be deemed to have been notified as scheduled monuments under this section.
- (6) A notification published under this section ---
 (a) may at any time be rescinded by the President; and
 (b) shall, unless and until it is rescinded, be conclusive evidence of the fact that the antiquity to which it relates is a scheduled monument.
- Acquisition of rights in or guardianship of a scheduled monument 12. (1) The Director with the sanction of the President, may Purchase or take lease of any scheduled monument.
 (2) The Director, with the like sanction, may accept a gift of bequest of any scheduled monument.
- (3) The owner of any scheduled monument may, by written instrument, constitute the Director the guardian of the said monument, and the Director may, with the sanction of the President, accept such guardianship.
- (4) When the Director has accepted the guardianship of a scheduled monument under sub-section (3), the owner shall, except as expressly provided in this Act, have the same estate, right, title and interest in and to the said monument as if the Director had not been constituted guardian thereof.
- (5) When the Director has accepted the guardianship of a scheduled monument under sub-section (3), the provisions of this Act relating to agreements executed under section 13 shall apply to the written instrument executed under the said sub-section.
- (6) Where a scheduled monument is without an owner, the Director may assume the guardianship of the said monument.
- Preservation of a scheduled monument by agreement 13. (1) The Director may, with the sanction of the President propose to the owner to enter into an agreement with the President for the reservation of any scheduled monument.
- (2) The President may make rules relating to the terms and enforcement of any such agreement.
- Enforcement of agreement 14. (1) If the Director apprehends that the owner or occupier of a scheduled monument intends to destroy, remove, alter, deface, or imperil the said monument or to build on or near the site there of in contravention of the terms of an agreement for its preservation under section 13, the Director may make an order prohibiting any such contravention of the agreement.
- (2) If an owner or other person who is bound by an agreement for the preservation or maintenance of a scheduled monument under section 13 refuses to do any act which, in the opinion of the Director, is necessary to such preservation or maintenance, or neglects to do any such act within such reasonable time as may be fixed by the Director, the Director may, in writing authorized any person to do any such act, and the expense of doing any such act or such portion of the expense as the owner may be liable to pay under the agreement may be recovered from the owner as if it were an arrear of land-revenue.
- (3) If any owner or other person competent to enter into an agreement under section 13 for the preservation of a scheduled monument, refuses or fails to enter into such an agreement the Director may take such action as provided in sub-section (2) for contravention of the terms of agreement.
- (4) Any person aggrieved by an order made under this section may appeal to the President, who may cancel or modify it.
- Maintenance of scheduled monuments 15. (1) The Director shall maintain every scheduled monument in respect of which the President has acquired any right by acquisition, purchase, agreement, or otherwise.
 (2) When the Director has accepted the guardianship of a scheduled monument under section 12, he shall for the purpose of maintaining such monument, have access to the said monument at all reasonable times, by himself and by his agents, subordinates and rules as may be expedient in this behalf.
 (3) Whoever commits a breach of any rule made under sub-section(1) shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding three months or with may extend to one thousand kyats or with both.
 workmen, for the purpose of inspection the said monument, and for the purpose of bringing such materials and doing such acts as he may consider necessary or desirable ion the maintenance thereof.
- Voluntary contributions 16. The Director may receive voluntary contributions towards the cost of maintaining a scheduled monument and he may give orders as to the management and application of any funds so received by him; Provided that no contribution received under this section shall be applied to any purpose other than the purpose for which it was contributed.
- Protection of place of worship from misuse, pollution or desecration 17.(1) A place of worship or shrine maintained by the President under this Act shall not be used for any purpose inconsistent with its character.
 (2) Where the Director has, under section 12, purchased or taken a lease of any scheduled monument, or has accepted a gift or bequest, or the Director has, under the said section, accepted the guardianship thereof, and such monument, or any part thereof, is periodically used for religious worship or observances by any community, the Director shall make due provision for the protection of such monument, or such part thereof, from pollution or desecration_
- (a) by prohibiting the entry therein, except in accordance with conditions made with the concurrences of the person in religious charge of the said monument or part thereof of any person not entitled so to enter by the religious usages of the community by which the said monument or part thereof is used, or
 (b) by taking such other action as he may think necessary in this behalf.

Relinquishment of rights in scheduled monuments	18. With the sanction of the President the Director may_
(b) relinquish any guardianship of a scheduled monument which he has accepted under this Act.	(a) Where rights have been acquired in respect of and scheduled monument under this Act by virtue of any sale, lease, gift or will, relinquish the rights so acquired to the person who would for the time being be the owner of the said monument if such rights had not been acquired or;
Right of access to scheduled monuments	19. (1) Subject to such rules as may be made by the President the public shall have a right of access to any scheduled monument maintained by the President under this Act. (2) Whoever commits a breach of any rule made under sub-section(1) shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding one month or with fine which may extend to three hundred kyat's or with both.
Prohibition of building new structures near scheduled monuments	20. (1) The Director may prohibit the laying out or building of any new structure within or near the premises of any scheduled monument not with standing that is the subject of an agreement under section 13. (2) The Director may, for reasons stated in writing, declare that repairs to or maintenance of any scheduled monument by owners, or trustees may only be done with his approval. (3) Whoever commits a breach of any lawful direction made by the Director under this section shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding three months or with fine which may extend to one thousand kyats or with both.
Power of President to control mining etc. near scheduled monuments	21. (1) If the President is of opinion that mining, quarrying, excavation, blasting or any other operation of a like nature should be restricted or regulated for the purpose of protecting or preserving any scheduled monument he may, by notification, make such rules as may be expedient in this behalf. (2) Whoever commits a breach of any rule made under sub-section (1) shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding three months or with fine which may extend to one thousand kyats or with both.
	22. (1) If the President is of opinion that flying in the neighbor-hood of any antiquity should be regulated or restricted in the interest of protection it, he may by notification, make such rules as may be expedient in this behalf. (2)Whoever commits a breach of any rule made under sub-section (1) shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding three months or with fine which may extend to one thousand kyats or with both.
	23. (1)Whoever willfully destroys, removes, injures, alters, defaces, imperils or excavates any scheduled monument shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding six months, or with fine which may extend to five thousand kyats or with both. (2) Whoever without lawful authority destroys, defaces, alters, or removes any notice, mark or sign denoting any scheduled monument or any fence, covering or other thing erected or provided for the maintenance of a scheduled monument shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding one month or with fine which may extend to three hundred kyats or with both.

GENERAL

24. The market-value of any property which the President is empowered to purchase at such value under this Act, and the compensation to be paid by the President in respect of anything done under this Act, shall, where any dispute arises in respect of such market-value or compensation, be ascertained so far as possible in the manner provided by the Land Acquisition Act:

Provided that, when making an inquiry under the Land Acquisition Act the Collector shall be assisted by two assessors, one of whom shall be nominated by the Director and the other shall be a competent person nominated by the owner or , in case the owner fails to nominate an assessor, within such reasonable time as may be fixed by the Collector in this behalf, by the Collector.

25. The President may make rules_

- (a) regulating the access of the public to scheduled monuments and museums maintained or partly maintained out of the revenues of the Union of Burma, and fixing fees in respect thereof;
- (b) regulating , restricting of prohibiting the photographing, copying or reproduction of any such monument or of any exhibit in any such museum;
- (c) generally for carrying out my of the purposes of this Act.

Obstruction to persons exercising powers 26. Whoever willfully obstructs, hinders or delays any person in the exercise or performance of any powers or duties conferred or imposed by this Act shall be punishable with imprisonment for a term not exceeding one month or with fine which may extend to three hundred kyats or with both.

Bar of legal proceedings 27. No suit, prosecution or other legal proceedings shall lie against any person for anything, in good faith, done or intended to be done in pursuance of this Act or any rule, direction or order made there under.

28. The Ancient monuments Preservation Act is hereby repealed. Repeal.

STATEMENT OF OBJECTS AND REASONS

The Ancient monuments Preservation Act was enacted to provide for the reservation of Ancient Monuments, for the exercise of control over traffic in antiquities and over excavations in certain places and for the protection and acquisition in certain easements of Ancient Monuments and of objects of archaeological, historical or artistic interest.

But that Act is no longer adequate to the needs of independent Burma, especially in respect of traffic in antiquities and also of preservation of historical monuments.

Hence the present Bill.

The State Peace and Development Council
The Protection and Preservation of Cultural
Heritage Regions Law
(The State Peace and Development Council Law No.9/98)
The 5th Waning Day of Tawthalin. 1360 M.E.
(10th September, 1998)

The State Peace and Development Council hereby enacts the following Law : -

CHAPTER I

Title and Definition

1. This Law shall be called the Protection and Preservation of Cultural Heritage Regions Law.
2. The following expressions contained in this Law shall have the meaning given hereunder :
 - (a) Cultural Heritage means ancient monument or ancient site which is required to be protected and preserved by reason of its historical, cultural artistic or anthropological value ;
 - (b) Ancient Monument includes the following that have existed before 1886 or that have been determined as cultural heritage : -
 - (1) architectural structure, shrine, stupa, temple, monastery, palace, residential building and carving image and painting thereon;
 - (2) natural or man- made cave in which human beings had dwelt;
 - (3) stone inscription and record;
 - (4) road, bridge, sepulchre, sepulchral site and remains of excavated structure;
 - (5) pond, city-wall, wall, gateway, moat, fort and any remains thereof;
 - (c) Ancient Site means place or high ground where a town or settlement of ancient people or ancient monument had existed before 1886 or which is determined as cultural heritage whether it is in the process of excavation or has not yet been excavated;
 - (d) Precinct of Ancient Monument means the enclosure of and ancient monument prescribed under this Law;
 - (e) Ancient Monumental Zone means the zone where the ancient monument is situated and which is prescribed under this Law;
 - (f) Ancient Site Zone means the zone where the ancient site is situated and which is prescribed under this Law;
 - (g) Protected and Preserved Zone means the zone prescribed under this Law for the protection and preservation of the view of the cultural heritage, ancient monument and ancient sites in order that they may not be destroyed;
 - (h) Cultural Heritage Region means the ancient monumental zone, ancient site zone or the protected and preserved zone prescribed under this Law;
 - (i) Department means the Department of Archaeology.

CHAPTER II

Objectives

3. The objectives of this Law are as follows : -
 - (a) to implement the protection and preservation policy with respect to perpetuation of cultural heritage that has existed for many years;
 - (b) to protect and preserve the cultural heritage regions and the cultural heritage therein so as not to deteriorate due to natural disaster or man-made destruction;
 - (c) to uplift hereditary pride and to cause dynamism of patriotic spirit of citizens by protecting and preserving the cultural heritage regions;
 - (d) to promote public awareness and will as to the high value of the protection and preservation of the cultural heritage regions;
 - (e) to protect the cultural heritage regions from destruction;
 - (f) to carry out protection and preservation of the cultural heritage regions in conformity with the International Convention approved by the State.

CHAPTER III

Determining Cultural Heritage Region

4. The Ministry of Culture may, with the approval of the Government issue notification demarcating any or more than one of the following kinds of zones as a cultural heritage region: -
 - (a) ancient monumental zone;
 - (b) ancient site zone;
 - (c) protected and preserved zone.
5. The Ministry of Culture may carry out as follows for the acquisition of any land within the cultural heritage region if necessary :-
 - (a) if the land is under the administration of any government department or government organization, coordinating in advance with the relevant government department or government organization;
 - (b) if it is the land in which there is right of cultivation, right of possession, right of utilization, beneficial right, right of succession or right of transfer, coordinating in advance with the relevant Ministry in accordance with the existing laws.

CHAPTER IV

Protecting and Preserving the Cultural Heritage Region

6. The Ministry of Culture may cause to be dismantled a building which is not an ancient monument and which obstructs the view of an ancient monument or surrounding natural landscape within the cultural heritage region.
7. The Ministry of Culture may direct the relevant Trust who are taking care of the ancient monument to do so without altering the original ancient form and structure and the original ancient workmanship.
8. The Ministry of Culture may determine regionwise the conditions to be observed in the construction of buildings within the cultural heritage region.

9. The Department shall carry out works of protection and preservation of the ancient monuments and ancient sites situated in the cultural heritage region.

10. The Department may prohibit any person from ploughing and cultivating within the boundary of the ancient monument or ancient site or from carrying out any activity that may cause damage to the cultural heritage in the cultural heritage region.

11. The Department shall, with the approval of the Ministry of Culture, carry out the following in the cultural heritage region :-

- (a) determining the precinct of an ancient monument ;
- (b) prescribing the conditions to be abided by the shops opened within the precinct determined under sub-section (a)

CHAPTER V

Functions and Duties of the Ministry of Culture

12. The functions and duties of the Ministry of Culture are as follows : -

- (a) carrying out works of protection and preservation, revelation of and research on cultural heritage regions;
- (b) safeguarding the prominent and culturally of high value cultural heritage regions and the decaying cultural heritages that should be given priority in preservation;
- (c) determining with the approval of the Government, the ancient monuments and ancient sites that should be determined as cultural heritage in the cultural heritage regions;
- (d) carrying out with the approval of the Government to enable the ancient monuments and ancient sites that should be determined as world cultural heritage to be included in the list of the world cultural heritage;
- (e) taking measures as may be necessary to prevent smuggling of antiquities from the cultural heritage region to foreign countries and to recover those antiquities that have been taken outside the country;
- (f) carrying out public educative work for protection and preservation of cultural heritage regions, and for taking pride in the value of the cultural heritage.

CHAPTER VI

Applying for Prior Permission, Scrutinizing and Issuing

13. A person desirous of carrying out one of the following shall abide by the provisions of other existing laws and also apply to the Department in accordance with stipulations to obtain prior permission under this Law : -

- (a) within the ancient monumental zone or the ancient site zone -
 - (1) constructing or extending a building ;
 - (2) renovating the ancient monument or extending the boundary of its enclosure ;
- (b) within the protected and preserved zone, constructing, extending, renovating a hotel, motel, guest house, lodging house or industrial building or extending the boundary of its enclosure ;
- (c) Within the cultural heritage region:-
 - (1) carrying out the renovation and maintenance work of the ancient monument without altering the original ancient form and structure of original ancient workmanship;
 - (2) carrying out archaeological excavation;
 - (3) building road, constructing bridge, irrigation canal and embankment or extending the same .

14. (a) The Department shall, after scrutinizing the application submitted under section 13 in accordance with the stipulations, submit the same to the Ministry of Culture with the remark of the Department;

(b) The Ministry of Culture may, in respect of the matter contained in section 13 grant or refuse permission after scrutiny;

(c) When permission is granted under sub-section (b) the Department shall issue the permit to the applicant together with the conditions to be observed .

15. A person desirous of carrying out one of the following shall abide by the provisions of others existing laws and also apply in accordance with the stipulations to the Department to obtain prior permission under this Law:-

- (a) renovation of a building other than an ancient monument or extension of the boundary of its enclosure in the ancient monumental zone or the ancient site zone;
- (b) Within the protected and preserved zone, constructing, extending, renovation a building other than a hotel, motel, guest house, lodging house or industrial building or extending the boundary of its enclosure;
- (c) Digging well, pond and fish-breeding pond or extending the same within the cultural heritage region.

16. The Department:-

(a) may, after scrutinizing in accordance with the stipulations the application submitted under section 15 , grant or refuse permission;

(b) Shall, when permission is granted under sub-section (a), issue the permit to the applicant together with the conditions to be observed.

17. The Ministry of Culture and the Department shall, with respect to the application for prior permission under this Law, scrutinize based on the following facts:-

- (a) whether it can cause obstruction of the view of the cultural heritage region or not;
- (b) whether it is clear of the ancient monument or ancient site or not;
- (c) whether it can obstruct the surrounding natural landscape or not;
- (d) whether it can undermine the grandeur of the ancient monument or not;
- (e) whether it can affect the security of the cultural heritage or not; and
- (f) whether it can cause environmental pollution or not.

CHAPTER VII

Prohibitions

18. No person shall, without prior permission granted under this Law, construct, extend, renovate a building or extend the boundary of its enclosure in the ancient monumental zone or ancient site zone.

19. No person shall, without prior permission granted under this Law carry out any of the following with respect to a building within the protected and preserved zone:-

- (a) constructing or extending;
- (b) renovating or extending the boundary of its enclosure.

20. No person shall carry out any of the following in the cultural heritage region:-
 (a) destroying an ancient monument;
 (b) wilfully altering the original ancient form and structure or original ancient workmanship of an ancient monument;
 (c) excavating to search for antiquities;
 (d) exploring for petroleum, natural gas, precious stones or minerals.
21. No person shall, without prior permission granted under this Law, carry out any of the following in the cultural heritage region:-
 (a) carry out renovation and maintenance work on an ancient monument;
 (b) carrying out archaeological excavation;
 (c) building road, constructing bridge, irrigation canal, embankment or extending the same;
 (d) digging well, pond, fish-breeding pond or extending the same.
22. No person shall construct a building which is not in conformity with the conditions prescribed regionwise by the Ministry of Culture in the cultural heritage region.
23. No person shall plough and cultivate or carry out any activity which may cause damage to the cultural heritage within the boundary notified by the Department in the cultural heritage region.

CHAPTER VIII Offences and Penalties

24. Whoever violates any provision of section 18, sub-section (a) of section 19 or section 21 shall, on conviction be punished with fine which may extend to kyats 50,000 or with imprisonment for a term which may extend to 5 years or with both.
25. Whoever violates any provision of sub-section (b) of section 19, section 22 or section 23 shall, on conviction be punished with fine which may extend to kyats 30,000 or with imprisonment for a term which may extend to 3 years or with both.
26. Whoever violates any provision of section 20 shall, on conviction be punished with imprisonment for a term which may extend from a minimum of 1 year to a maximum of 7 years and may also be liable to a fine.
27. The Court shall also pass any of the following orders on whoever is convicted of any of the offences under this Law:-
 (a) causing the building constructed to be dismantled;
 (b) causing the restoration of the extended building or boundary of the enclosure to its original position;
 (c) causing the restoration of the altered and repaired form of the building or land to its original form.
28. Whoever fails to abide by the order passed under section 27, shall be liable to a fine which may extend from kyats 500 to kyats 1000 for each day for failure to abide by such order.

CHAPTER IX Miscellaneous

29. (a) The Provision of sub-section (d) of section 20 shall not apply to the drilling of petroleum or natural gas and mining of precious stones or minerals for the benefit of the State in the cultural heritage region.
 (b) If any circumstance arises for the drilling of petroleum or natural gas and mining of precious stones or minerals in the cultural heritage region for the benefit of the State, it shall be submitted to the Government and permission shall be requested.
30. In order to carry out the provisions of this Law:-
 (a) The Ministry of Culture may issue such rules and procedures as may be necessary, with the approval of the Government;
 (b) The Ministry of Culture and the Department may issue such orders and directives as may be necessary.

(Sd) Than Shwe
 Senior General
 Chairman
 The State Peace and Development Council

Confidential
The Union of Myanmar
The State Peace and Development Council
The Law Amending the Protection and Preservation of Cultural Heritage Regions Law
(The State Peace and Development Council Law No. 1/2009)
The 10th of Waning Day of Pyaytho , 1370 M.E.
(20. January, 2009)

The State Peace and Development Council hereby enacts the following Law:

1. This Law shall be called the Amending the Protection and Preservation of Cultural Heritage Regions Law.
2. In section 2 of the Protection and Preservation of Cultural Heritage Regions Law:
 - (a) the expression “ that have existed before 1886” contained in sub-section (b) shall be substituted by the expression “ that have existed since 100 years before the date on which the Department made inquiries as an ancient monument;”
 - (b) the expression “ that have existed before 1886” contained in sub-section (c) shall be substituted by the expression “ that have existed since 100 years before the date on which the Department made inquiries as an ancient site;”
3. The fines contained in section 24 and 25 of the Protection and Preservation of Cultural Heritage Regions Law shall be substituted respectively by the expression “ with fine or”.
4. Section 28 of the Protection and Preservation of Cultural Heritage Regions Law shall be substituted as follows: “28. Whoever fails to abide by the order passed under section 27, shall be liable to a fine which may extend from kyats ten thousands to one hundred thousand for each day of failure to abide by such order.”

(Sd) Than Shwe
Senior General
Chairman
The State Peace and Development Council

APPENDIX 3. 入手資料一覧

ここでは、今回の調査を通じて入手した資料を一覧で示す。資料は発行年の新しい順とする。

1. 現地で入手した資料

書名	著者名/発行所	ISBN	出版年	画像
The Pyu Landscape: Collected Articles	Elizabeth Howard Moore	-	2012	
ပြည်ရွှေဆံတော်စေတီမှ ခေါင်းလောင်းစာများ	Ministry of Culture	-	2011	
ပြည်ဒေသရှိ သမိုင်းဝင်စေတီပုထိုးများ မှတ်တမ်း	Ministry of Culture	-	2011	
Myanmar Historical Research Journal	Department of Historical Research	-	2011	
Myanmar Historical Research Journal	Department of Historical Research	-	2010	
Myanmmar Politics 1958-1962 volume III	Dr. Kyaw Win, U Mya Han and Thein Hlaing	-	2011	
Myanmar Politics 1958-1962 volume IV	U Mya Han and U Thein Hlaing	-	2011	
Bagan Images of Mural Paintings	Sanda Khin	-	2007	
ယဉ်ကျေးမှု စာစောင်	-	-	2005	
Inventory of Ancient Monuments in Bagan Volume One Monuments 1-150	Department of Archaeology Ministry of Culture	-	1998	
Hagiography of Maha Thera Shin Araham and An Account of the Reconstruction of Shin Araham's Brick Monastery	Khin Maung Nyunt	-	1997	

書名	著者名/発行所	ISBN	出版年	画像
Photo Records of Pagodas and Temples in Bagan (Volume-1) from 1901-1906	Department of Archaeology, National Museum and Library	-	-	
Photo Records of Pagodas and Temples in Bagan (Volume-2) from 1906-1920	Department of Archaeology, National Museum and Library	-	-	
The Map of Naypyitaw	-	-	-	
Yangon City Map	-	-	-	
တိုင်းဒေသကြီး နှင့် ပြည်နယ် မြေပုံ လမ်းညွှန်	-	-	-	
ပုဂံ ရှေးဟောင်းဘုရားပုထိုးများ ပြန်လည်ပြုပြင်ထိန်းသိမ်းမှု မှတ်တမ်း အမှတ် (၁) ဘုရားအမှတ် (၃၂) မှ (၄၇၇) အထိ	-	-	-	
ပုဂံ ရှေးဟောင်းဘုရားပုထိုးများ ပြန်လည်ပြုပြင်ထိန်းသိမ်းမှု မှတ်တမ်း အမှတ် (၂) ဘုရားအမှတ် (၄၇၈) မှ (၁၀၇၂) အထိ	-	-	-	
ပုဂံ ရှေးဟောင်းဘုရားပုထိုးများ ပြန်လည်ပြုပြင်ထိန်းသိမ်းမှု မှတ်တမ်း အမှတ် (၃) ဘုရားအမှတ် (၁၀၇၃) မှ (၁၄၆၄) အထိ	-	-	-	
ပုဂံ ရှေးဟောင်းဘုရားပုထိုးများ ပြန်လည်ပြုပြင်ထိန်းသိမ်းမှု မှတ်တမ်း အမှတ် (၄) ဘုရားအမှတ် (၁၄၆၅) မှ (၁၈၃၆) အထိ	-	-	-	
The Myanmar Royal Regalia & Royal Household Articles Displayed at the National Museum	National Museum	-	-	
Historical Walks in Yangon Myanmar Heritage Trust Guide Map	-	978-9749511442	-	

2. 日本で入手した資料

書名	著者名	ISBN	出版年	画像
ミャンマー概説	伊東 利勝	978-4839602406	2011	
The Architecture of Mon Buddhist Monasteries in Lower Burma	Chaturawong, Chotima	9789744968296	2011	
Early Landscapes of Myanmar	Elizabeth Moore	978-9749863312	2007	
Inventory of Monuments at Pagan: Monuments 2065-2834	Pierre Pichard	978-9231037894	2002	
Splendour in Wood: Buddhist Monasteries of Burama	Sylvia Fraser-Lu	978-0834804937	2001	
Inventory of Monuments at Pagan: Monuments 1737-2064	Pierre Pichard	978-1870838320	2000	
Mirrored in Wood: Burmese Art and Architecture	Irene Mollanen, Sergey Ozhegov	978-9747534009	1999	
Inventory of Monuments at Pagan: Monuments 1137-1439	Pierre Pichard	978-9231031281	1995	
Inventory of Monuments at Pagan: Monuments 1440-1736	Pierre Pichard	978-1870838221	1995	
Inventory of Monuments at Pagan: Monuments 819-1136	Pierre Pichard	978-9231030598	1994	

平成 23 年度協力相手国調査
ミャンマー連邦共和国調査報告書
文化遺産国際協力コンソーシアム
2013 年 3 月発行

[連絡先]

〒 110-8713 東京都台東区上野公園 13-43
(独) 国立文化財機構東京文化財研究所気付
文化遺産国際協力コンソーシアム事務局
Tel.03-3823-4841 Fax.03-3823-4027
<http://www.jcic-heritage.jp/>



JCIC-Heritage

